

令和8年度 第1回

私学共済事務担当者研修会テキスト (年金コース)



日本私立学校振興・共済事業団

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎ 03 (3813) 5321 (代表)

<https://www.pmac.shigaku.go.jp>



ごあいさつ

昭和48年以来実施している事務担当者研修会は、事務担当者の皆様に私学共済制度の業務内容をご理解いただき、事務手続きの際にお役立ていただくことを目的としています。

研修会は、「資格・短期」コース及び「年金」コースがあり、主に初任者を対象に、共済業務の基礎的な内容を中心として研修を行います。研修の内容以外にも、日頃の業務等に関するご質問やご相談などについてもお受けします。

また、研修会場は、私学事業団の宿泊施設を利用しています。本事業団の宿泊施設は、加入者の皆様にご利用いただくことを目的としています。ぜひこの機会に所属加入者の皆様にもお気軽にご利用いただけますよう、お知らせいただけると幸いです。

広報相談センター

研修スケジュール

9:15～ 9:30	受付
9:30～12:00	オリエンテーション 共済業務研修
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～16:30	共済業務研修

目 次

1 日本の年金1	6 日本国籍を有しない人に対する
1) 年金の役割.....1	脱退一時金（厚生年金保険）41
2) 年金制度が整備されてきた背景.....1	1) 受給要件.....41
3) 年金の財政方式.....2	2) 請求手続き.....41
4) 年金制度を維持するしくみ.....2	
2 制度の概要3	7 退職等年金給付（新3階年金）42
1) 私学共済制度の概要.....3	1) 給付の種類.....43
2) 年金等給付とは.....4	2) 退職年金の支給形態.....43
3) 公的年金制度のしくみ.....4	3) 受給要件
4) 厚生年金と国民年金の被保険者種別.....5	（終身退職年金・有期退職年金）.....44
5) 私学共済の年金等給付と基礎年金.....6	4) 年金額の計算.....45
6) 私学共済の加入者期間に対する	5) 計算事例のイメージ.....45
年金等給付.....6	6) 退職年金（新3階年金）の請求手続き.....46
7) 年金証書記号番号と	7) 日本国籍を有しない人に対する
基礎年金番号（年金コード）.....7	脱退一時金（新3階年金）.....47
3 老齢厚生年金9	8 障害給付48
1) 老齢厚生年金等の受給要件.....9	1) 障害厚生年金.....48
2) 「受給資格期間を満たしている」とは.....10	2) 経過的職域加算額（障害共済年金）.....51
3) 支給開始年齢の経過.....13	3) 障害基礎年金.....51
4) 老齢厚生年金の内訳.....14	4) 職務障害年金（新3階年金）.....52
5) 老齢基礎年金.....16	5) 障害手当金.....52
6) 加給年金額.....16	9 遺族給付53
7) 老齢厚生年金の支給繰上げ.....20	1) 遺族厚生年金.....53
8) 老齢厚生年金の支給繰下げ.....22	2) 経過的職域加算額（遺族共済年金）.....55
9) 年金の算定期間の改定.....26	3) 遺族基礎年金.....55
4 年金の支給停止29	4) 職務遺族年金（新3階年金）.....56
1) 厚生年金保険の被保険者等で	5) 遺族一時金（新3階年金）.....56
ある場合の支給停止（在職停止）.....29	10 年金の支払い57
2) 複数の事由の年金受給権が	1) 年金の定期支給期.....57
あるときの支給停止（併給調整）.....35	2) 年金の課税.....58
5 老齢厚生年金等の請求手続き37	資料編別冊
1) 請求書等の送付時期	
（事前送付・請求勧奨）.....37	
2) 請求書の提出時期、提出先.....38	
3) 請求書記入上の注意（抜粋）.....39	
4) 請求に必要な添付書類（抜粋）.....39	
5) 請求書提出上の注意.....40	
6) 加給年金額の加算手続き.....40	

DL マークがついている用紙は、私学共済ホームページ【様式用紙等ダウンロード】からダウンロードできます。

1

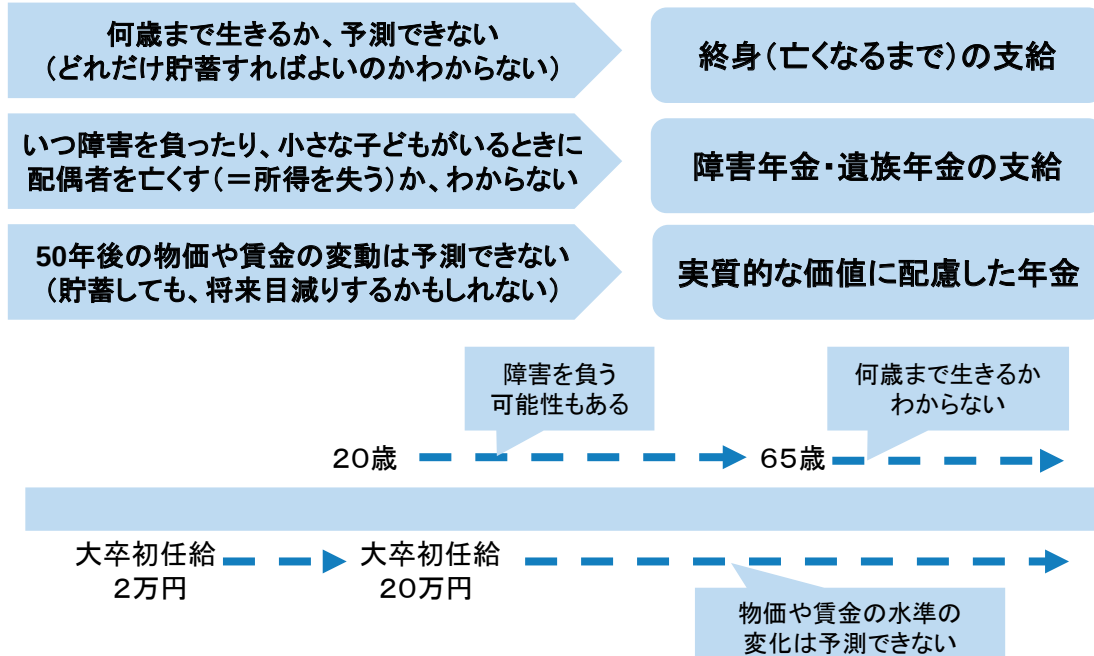
1 日本の年金

1) 年金の役割

人生のさまざまなリスク、将来のお金の価値の変化など、誰にも予測できない中で、公的年金制度は、安定した所得保障の役割を担っています。

貯蓄で備えようとする…

公的年金制度は…



2

2) 年金制度が整備されてきた背景

少子化・核家族化に対する年金制度

かつては、親と同居し家族で親を養っていましたが、少子化や核家族化の影響で、家族だけで親を養うことが難しくなっています。

⇒ 社会全体で高齢者を支える年金制度を整備し、親の老後を個々に心配することなく安心して暮らせるしくみが整備されました。



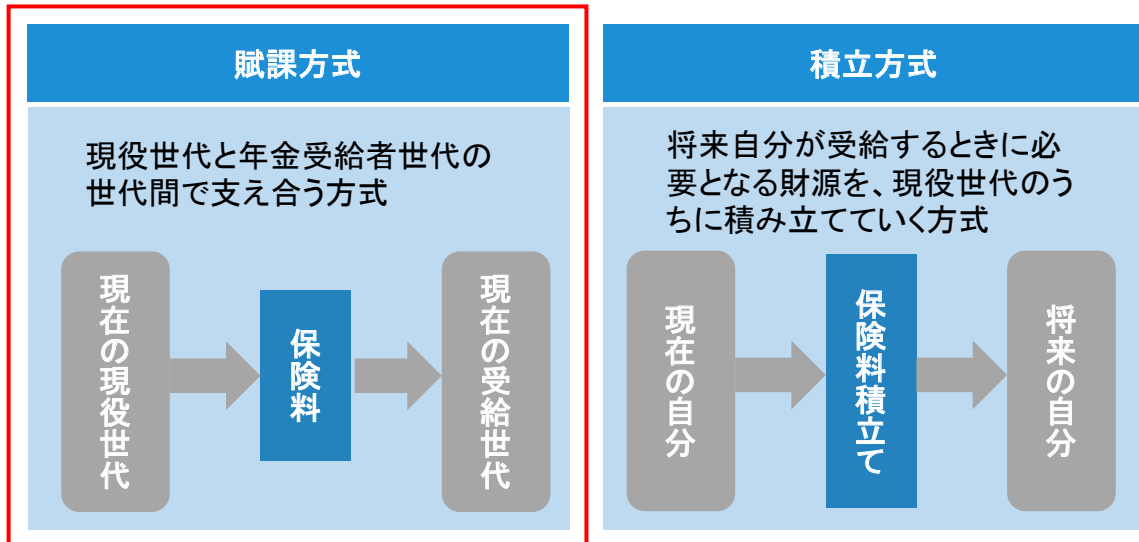
公的年金制度は、その時々々の現役世代が納めた保険料によって高齢者世代や障害者、遺族への年金が支給される「社会全体の支え合い」を基本に運営しています。なお、保険料以外にも、国庫(税金)や積立金が年金の給付にあてられています。

3) 年金の財政方式

賦課方式と積立方式

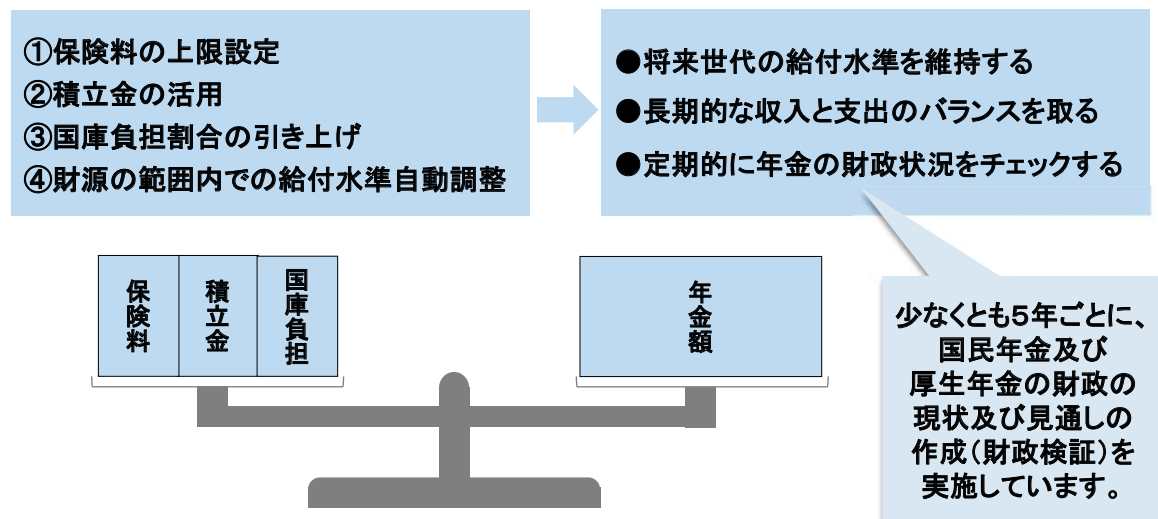
年金制度の運営方法は、大きく「賦課方式」と「積立方式」の2つの方式があり、日本など主要各国の公的年金制度は「賦課方式」を基本として運営されています。

賦課方式は、給付の財源をその時々々の現役世代からの保険料収入でまかなう方式です。これにより、経済環境の変化（インフレや賃金水準の上昇）に対して、実質的な価値を維持した年金を支給することができます。



4) 年金制度を維持するしくみ

少子高齢化が進んでも、将来にわたり年金制度を持続させるため、平成16年に、公的年金制度の長期的な財政の枠組みが改正されました。



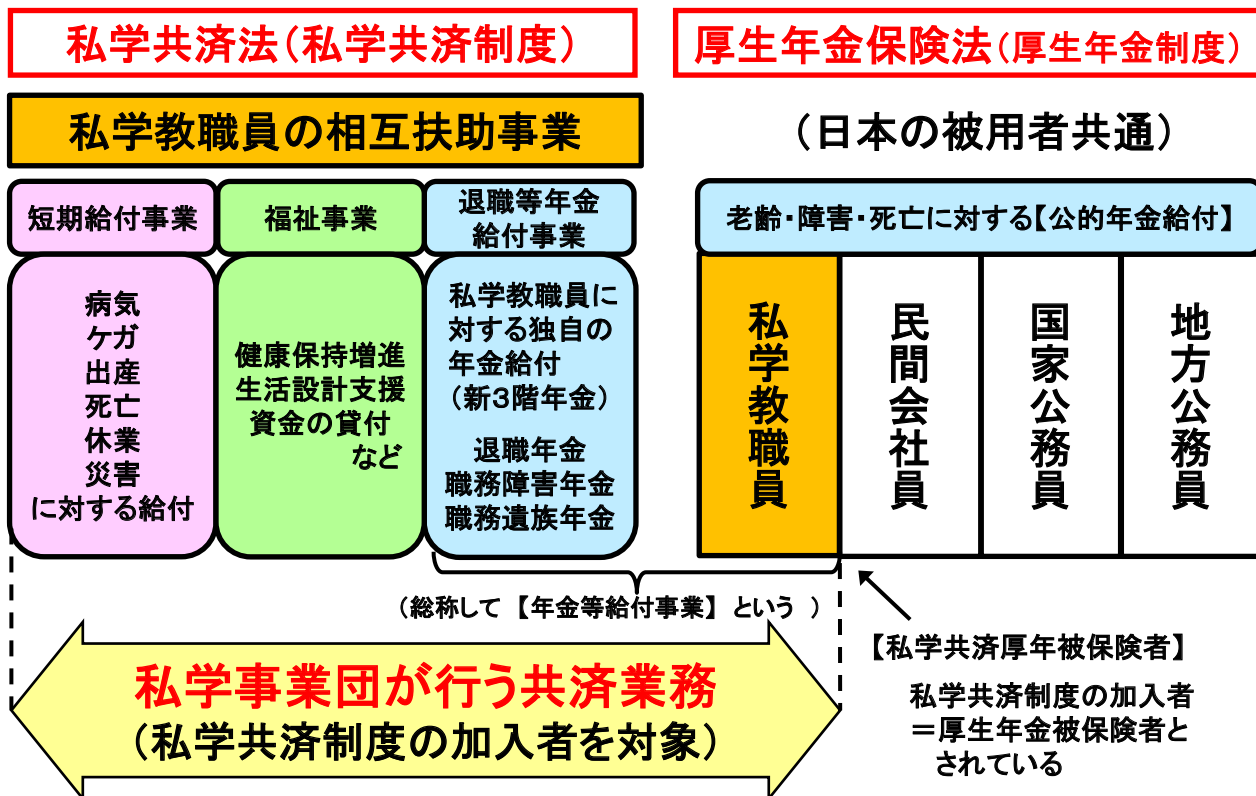
・「マクロ経済スライド」で、少子高齢化にも対応

日本は、急速な少子高齢化により、年金を受給する高齢者世代が増え、保険料を納める現役世代が減っているため、そのままと年金財政のバランスが悪くなります。そこで、現役世代の負担が重くなりすぎないように、一定の期間、現役世代の減少や平均余命が延びた分を差し引いて、年金給付水準の伸びを抑える「マクロ経済スライド」というしくみが採用されています。

5

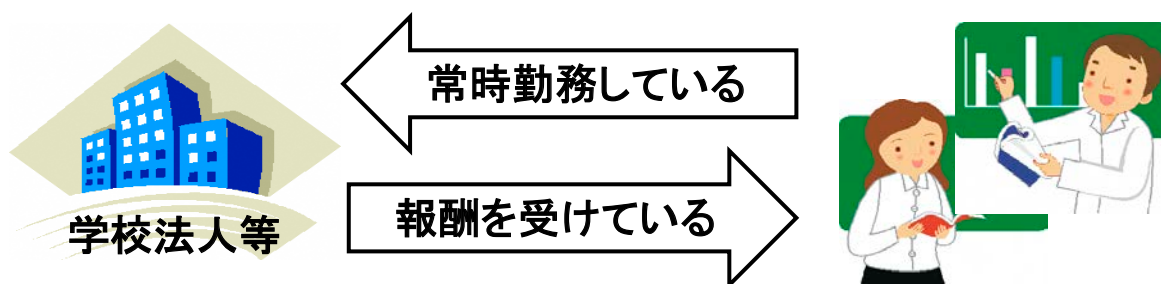
2 制度の概要

1) 私学共済制度の概要 (事務の手引 P13)



6

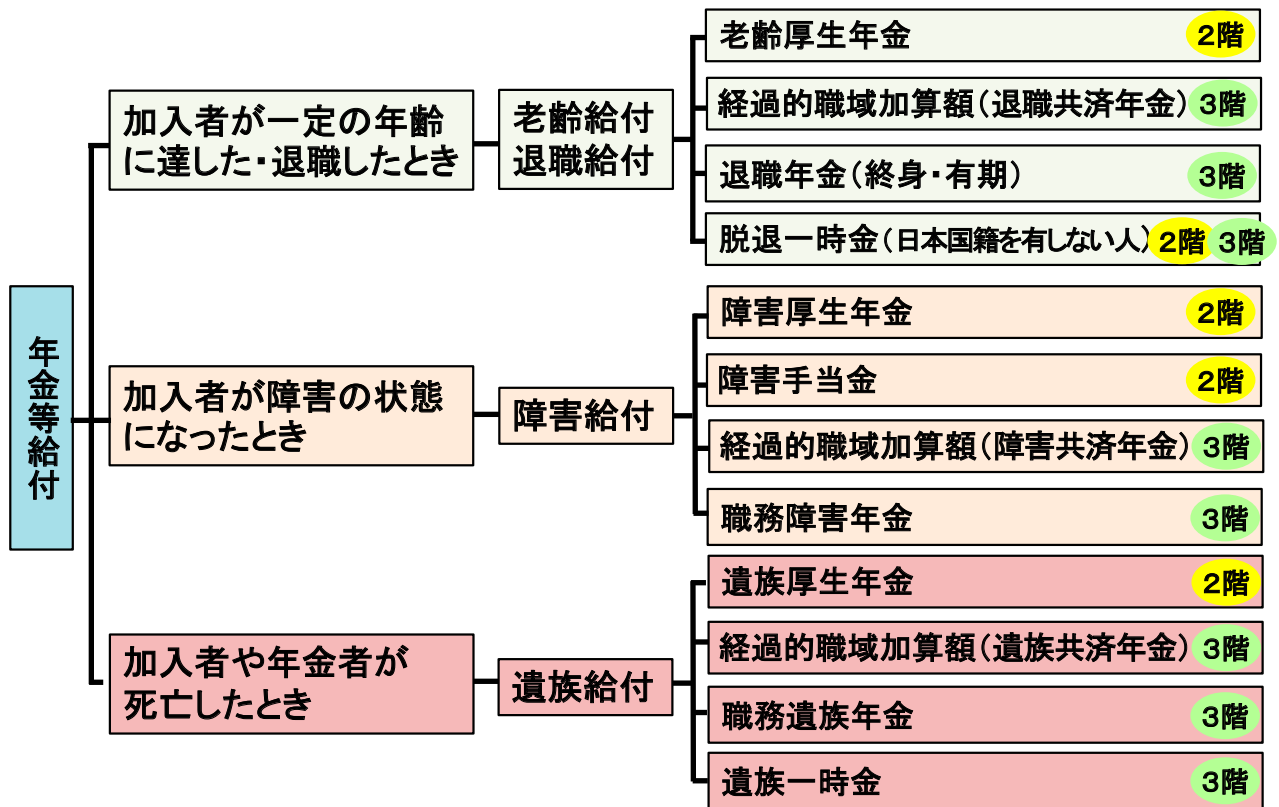
私学共済制度の加入は法令で定められています(強制加入)。



私学共済制度の加入者となります

- * 個人の意思で加入・脱退することはできません
 - ・ 職種や雇用形態、国籍等によるものではありません。
(パート、試用期間中の人、外国人も加入者となります)
 - ・ 学校法人の収益部門や法人本部に勤務している人も加入者となります。

2) 年金等給付とは (事務の手引P339)



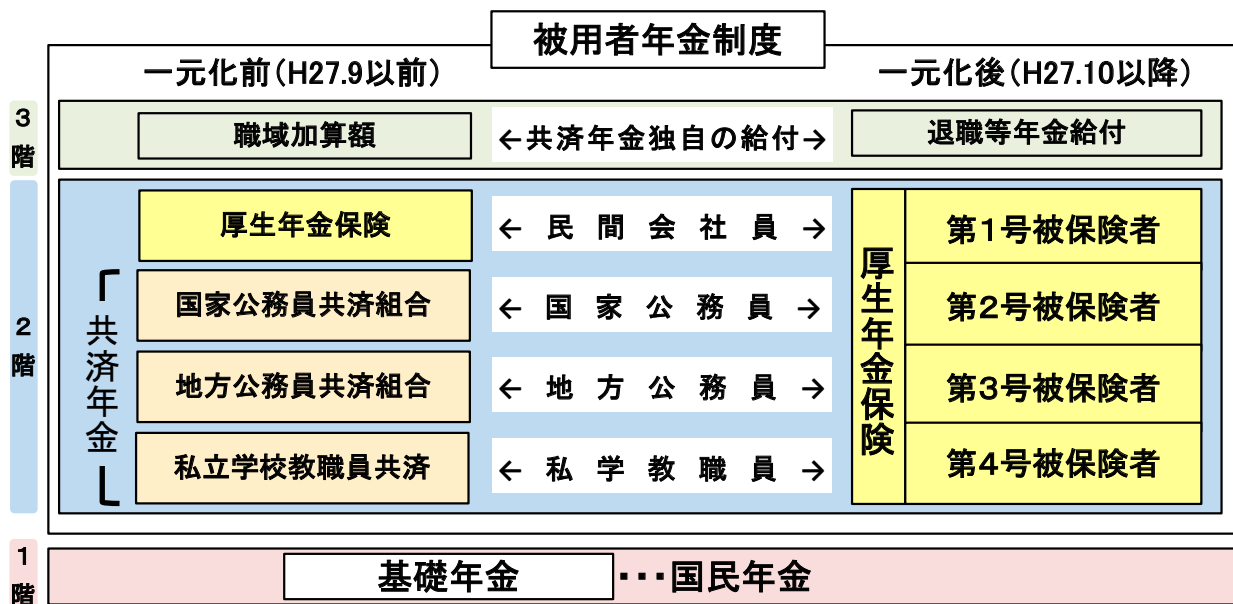
3) 公的年金制度のしくみ (事務の手引P308)

被用者年金制度の一元化前

- ・平成27年9月までは、「厚生年金」と「共済年金」はそれぞれの年金制度
- ・共済年金には独自の給付である「職域加算額」(3階部分)があった

被用者年金制度の一元化後

- ・平成27年10月からは、「共済年金」は「厚生年金」に一本化
- ・「職域加算額」は廃止となり、新3階年金として「退職等年金給付」が第2号～第4号に創設された



4) 厚生年金と国民年金の被保険者種別 (事務の手引 P309,312)

厚生年金…民間会社員、公務員、私学教職員の上乗せ年金

国民年金…全国民共通の基本的な年金

厚生年金の被保険者種別

民間会社員：一般厚年被保険者(＝第1号厚生年金被保険者)
 国家公務員：国共済厚年被保険者(＝第2号厚生年金被保険者)
 地方公務員：地共済厚年被保険者(＝第3号厚生年金被保険者)
 私学教職員：私学共済厚年被保険者(＝第4号厚生年金被保険者)

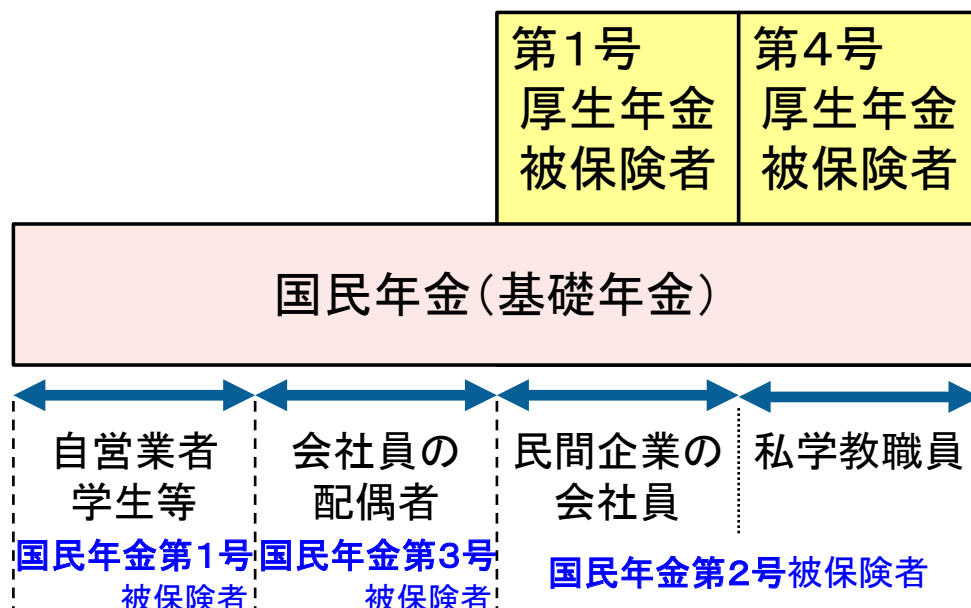
国民年金の被保険者種別

第1号被保険者：日本在住で、第2号・第3号被保険者に該当しない人
 (20歳以上60歳未満に限る)
 第2号被保険者：厚生年金被保険者
 (65歳未満に限る)
 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者
 (20歳以上60歳未満に限る)

(注) 厚生年金の第1号～4号被保険者と、国民年金の第1号～3号被保険者は、異なるものです。

【事例】 厚生年金と国民年金の被保険者種別

厚生年金、国民年金の被保険者種別は、その人のライフスタイルによって異なります。



5) 私学共済の年金等給付と基礎年金 (事務の手引P340)

私学共済の年金等給付	給付事由	国民年金の基礎年金
●老齢厚生年金 ●経過的職域加算額(退職共済年金) ●退職年金 ●脱退一時金(日本国籍を有しない人)	老齢退職	●老齢基礎年金
《障害等級1～3級》 ●障害厚生年金 ●経過的職域加算額(障害共済年金) ●職務障害年金 《障害等級3級未満》 ●障害手当金	障害	《障害等級1・2級のみ》 ●障害基礎年金
●遺族厚生年金 ●経過的職域加算額(遺族共済年金) ●職務遺族年金・遺族一時金	死亡	●遺族基礎年金 (子のいる配偶者又は子)

6) 私学共済の加入者期間に対する年金等給付

(事務の手引P343)

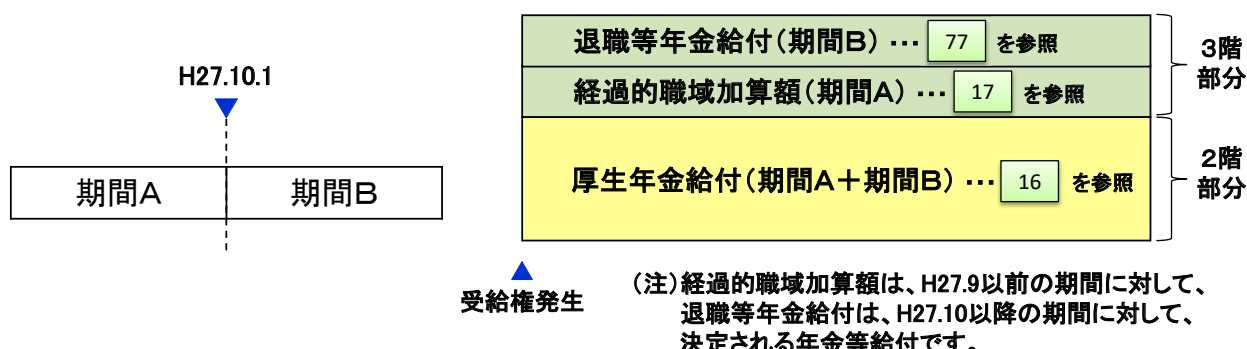
私学共済の加入者期間(被保険者期間)に対する年金等給付

||

年金の種別にかかわらず私学事業団において決定・支給

※障害給付、遺族給付においては例外があります。

○ 加入していた時期により、受給権が発生する年金等給付の種類が異なります。



7) 年金証書記号番号と基礎年金番号(年金コード)

年金証書記号番号: 私学事業団が決定する年金の固有の番号

- ・私学事業団が発行する「年金証書」「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の通知に表示されます(年金を決定しないと付番されません)。
- ・私学のみ各種届け出、手続き等で必要となります。
- ・年金の種類により、番号の体系が決まります。

【例】

	①	②	③	④
老 齢 厚 生 年 金	61	987654	D	
職 務 遺 族 年 金	63	456789	E	00
経過的職域加算額(障害共済年金)	64	234567	C	01

- ①種 別: 「61」老齢 「63」遺族 「64」障害
- ②記号番号: 個人の識別番号
- ③区 分: A,B⇒共済年金〔H27.9以前に受給権が発生する年金〕
C⇒経過的職域加算額(共済年金)〔H27.10以降に受給権が発生する年金〕
D⇒厚生年金〔H27.10以降に受給権が発生する年金〕
E,F⇒退職等年金給付〔H27.10以降に受給権が発生する年金〕
- ④枝 番: 遺族給付、障害給付に固有の番号

基礎年金番号(年金コード): 公的年金制度共通で使用する番号

- ・公的年金の被保険者や年金受給権者に、日本年金機構が付番します。
(私学事業団が付番するものではありません)
- ・日本年金機構が交付する「年金手帳」「基礎年金番号通知書」等に表示されます。
※年金手帳は、令和4年3月31日をもって交付が廃止されました。
- ・年金の決定を受けると、さらに4ケタの「年金コード」が付きます。
【例】基礎年金番号「9500-987654」の人が、私学事業団で老齢厚生年金の決定を受けると…
⇒基礎年金番号の後ろに、年金コード「1140」が付番されます。
- ・年金コードは、私学事業団が発行する「年金証書」「決定・改定・支給年金額変更通知書」等に表示されます。
- ・公的年金共通の各種届け出、手続き等で必要となります。

2)～7)までのポイント！

✓ 私学共済に加入していると、同時に国民年金にも加入していることになる

将来、「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金(国民年金)」の2本立てで年金を受け取ることができる。
＝厚生年金の保険料を納めていれば、国民年金の保険料も納めたことと同じ効果がある。

✓ 加入していた時期により、3階部分の年金の種類が異なってくる

加入期間が...

- ① 平成27年 9月以前のみ ➡ 「経過的職域加算額」
- ② 平成27年10月以降のみ ➡ 「退職等年金給付」
- ③ ①②の両方あり ➡ 「経過的職域加算額」「退職等年金給付」

✓ 基礎年金番号は、20歳以上であれば基本的にもっている

20歳以上で日本国に住所を有していれば、学生でも付番されている。
➡「資格取得報告書」には必ず記入を！（番号通知書の再交付は可能です）

MEMO

3 老齢厚生年金

◎ 老後の生活を支えるための給付です。

65歳から、老齢厚生年金と老齢基礎年金(国民年金)が支給されます。

老齢厚生年金は、**第1号～第4号厚生年金被保険者期間ごとに計算され、各実施機関から支給**されます。(老齢基礎年金は日本年金機構から)

厚生年金被保険者期間の区分け	決定・支払を担当する実施機関
民間企業等に勤めていた期間 (第1号厚生年金被保険者期間)	日本年金機構(厚生労働大臣)
公務員等であった期間 (第2号・第3号厚生年金被保険者期間)	国家公務員共済組合及び連合会 地方公務員等共済組合及び連合会等
私立学校の教職員であった期間 (第4号厚生年金被保険者期間)	日本私立学校振興・共済事業団

1) 老齢厚生年金等の受給要件

(1) 老齢厚生年金の受給要件 (事務の手引 P403、406)

◆ 下記の①～③の要件をすべて満たすこと

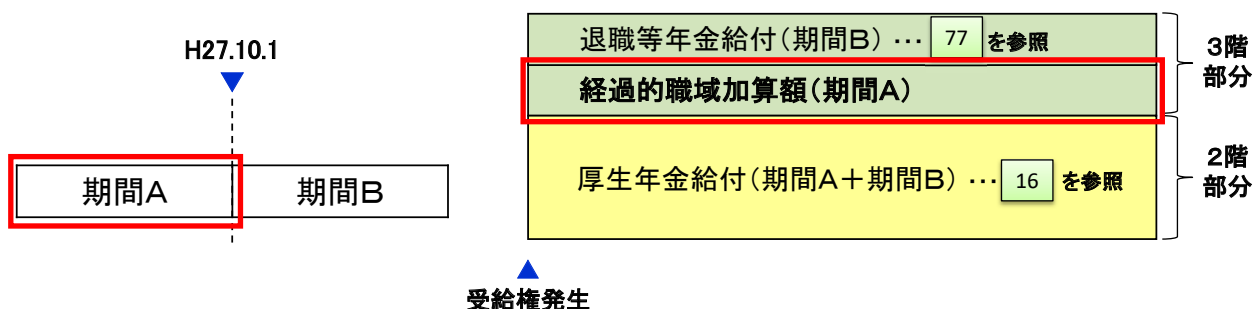
- ① 受給資格期間(年金を受けるために必要な加入期間)を満たしていること (18 参照)
- ② 厚生年金の被保険者期間が1か月以上あること
- ③ 65歳に達していること

(2) 経過的職域加算額(退職共済年金)の受給要件(事務の手引 P427)

平成27年9月以前の私学共済制度の加入期間にかかる職域部分(3階部分)の年金は、「経過的職域加算額(退職共済年金)」として、私学事業団が決定し、支給します。

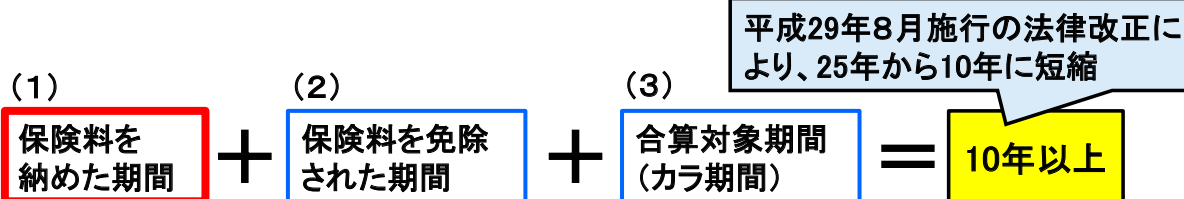
◆ 下記の①～③の要件をすべて満たすこと

- ① 受給資格期間(年金を受けるために必要な加入期間)を満たしていること (18 参照)
- ② 平成27年9月以前の私学共済の加入者期間を有する人で、1年以上引き続き加入者期間を有すること
- ③ 65歳に達していること



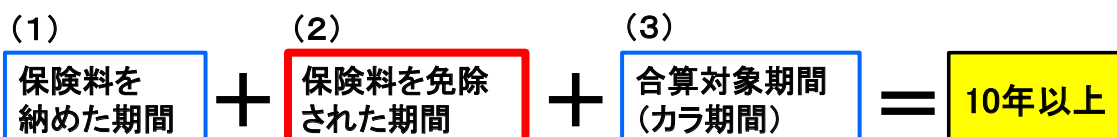
2) 「受給資格期間を満たしている」とは

公的年金としての老齢厚生年金を受けるためには、定められた年数以上、公的年金制度に加入していることが必要です。(事務の手引 P369)



(1) 保険料を納めた期間(保険料納付済期間) (事務の手引 P370)

- 国民年金の保険料を納めた期間
 - ・昭和36年4月から昭和61年3月までの納付済期間
 - ・昭和61年4月以降の国民年金の第1号被保険者期間、第3号被保険者期間
 - 厚生年金保険の被保険者期間
 - ・民間会社員：一般厚年被保険者(第1号厚生年金被保険者)期間
 - ・国家公務員：国共済厚年被保険者(第2号厚生年金被保険者)期間
 - ・地方公務員：地共済厚年被保険者(第3号厚生年金被保険者)期間
 - ・私学教職員：私学共済厚年被保険者(第4号厚生年金被保険者)期間
- (注)平成27年9月(被用者年金一元化前)までの共済加入期間は厚生年金被保険者期間とみなされます。



(2) 保険料を免除された期間(保険料免除期間) (事務の手引 P371)

- 国民年金の保険料を免除された期間

国民年金の保険料の免除は所得水準によって、全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除があります。年金を受けるために必要な加入期間としては、1月とカウントしますが、免除の割合によって、国民年金の老齢基礎年金の額が減額されます。

$$\begin{array}{c}
 \text{(1)} \\
 \boxed{\text{保険料を納めた期間}}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{(2)} \\
 \boxed{\text{保険料を免除された期間}}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \text{(3)} \\
 \boxed{\text{合算対象期間(カラ期間)}}
 \end{array}
 =
 \boxed{\text{10年以上}}$$

(3) 合算対象期間(カラ期間) (事務の手引 P372)

自分で国民年金に加入していた期間ではないが、「年金を受けるために必要な加入期間」に含めることができる期間

本人の責任によらず、決められた年金制度のしくみによって、任意加入しなかった(加入が委ねられていたので、加入しなかった)又は加入できなかった期間については、公平性を確保する観点から、**年金を受けるために必要な加入期間にカウントすることができる措置**がとられています。

なお、保険料を納めていないので、**年金額の計算には反映されません**。

主な「合算対象期間」(カラ期間)・・・次の①～⑤

① 国民年金に任意加入しなかった会社員の配偶者等であった期間

○下記の者について、昭和36年4月から昭和61年3月までの期間（20歳以上60歳未満の期間）

- ・ 会社員の配偶者
- ・ 障害年金の受給者又はその配偶者
- ・ 遺族年金の受給者

昭和61年4月の年金制度改正により、職業によらず、国民年金制度の適用が行われ、自分名義の基礎年金を受給する制度になっています。

例えば、会社員の配偶者については、改正前は国民年金は任意加入でしたが、改正後は第3号被保険者としての加入です。

② 国民年金に任意加入しなかった学生であった期間

○昭和36年4月から平成3年3月までの期間（20歳以上60歳未満の期間）

現在は、20歳になったら学生であっても国民年金は強制加入ですが、平成3年3月までは任意加入でした。

③ 日本人が海外に住んでいた期間

○昭和36年4月から昭和61年3月までの期間（20歳以上60歳未満の期間）

○昭和61年4月以降の任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満の期間）

現在、「日本に住所を有する20歳から60歳までの人」は国民年金に加入することとなっていますが、日本人であっても海外に住んでいる間は任意加入です。

④ 65歳に達した日の前日までに日本国籍を取得又は永住許可を受けた人の期間

○昭和36年4月から昭和56年12月31日までの日本に在住していた期間（20歳以上60歳未満の期間）

昭和56年12月までは、外国人は日本に住所を有していても国民年金に加入することができませんでした（任意加入もできませんでした）。

昭和57年1月からは、外国人であっても日本に住所を有している者は、強制加入です。

○海外に在住していた期間で、昭和36年4月から日本国籍を取得した日の前日又は永住許可を受けた日までの期間（20歳以上60歳未満の期間）

⑤ 国民年金に任意加入したが、保険料が未納となっている期間

○昭和36年4月以降の期間（20歳以上60歳未満の期間）

任意加入したが保険料が未納であった期間については、平成26年3月までは年金を受け取るために必要な加入期間にカウントすることができませんでしたが、平成26年4月から、合算対象期間として扱われるようになりました。

1)と2)のポイント！

✓ 年金を受け取るためには、**10年以上**の公的年金制度の加入が必要！

私学共済の加入期間だけでなく、次の期間を合算して10年以上あればよい

- ① 他の厚生年金被保険者期間（民間・公務員等）
- ② 国民年金被保険者期間（保険料免除期間含む）【未納期間除く】
- ③ 合算対象期間（カラ期間）

✓ 私学共済の加入が**1か月だけでも年金**として受け取ることができる

老齢厚生年金は1か月の加入であっても、10年以上の公的年金制度の加入があれば、年金として受け取ることができる。
ただし、年金額は少額になる。

✓ 合算対象期間（カラ期間）を必要とする人とは・・・

海外生活の長い日本人や日本国籍取得又は永住許可を受けた人が必要とするケースが多い。
基礎年金制度創設（昭和61年）から40年以上経過しているため、日本に住所のある日本人は、基本的に受給資格期間10年を満たしている。

24

3) 支給開始年齢の経過

(事務の手引 P402)

※ これより前の生年月日は省略

昭和24年4月2日～

昭和28年4月1日生まれ

60歳

65歳

退職共済年金

老齢基礎年金

昭和28年4月2日～

昭和30年4月1日生まれ

61歳

退職共済年金・老齢厚生年金

老齢基礎年金

昭和30年4月2日～

昭和32年4月1日生まれ

62歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

昭和32年4月2日～

昭和34年4月1日生まれ

63歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

昭和34年4月2日～

昭和36年4月1日生まれ

64歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

昭和36年4月2日以後生まれ

65歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

女性の第1号老齢厚生年金は、上記の生年月日から5年遅れのスケジュールとなっています。→具体的には次のスライドへ

25

＜参考＞女性の第1号老齢厚生年金の支給開始年齢

例えば、昭和36年4月2日以後生まれの女性・・・

○ 私学共済(第4号)の老齢厚生年金:65歳から

○ 民間(第1号)の老齢厚生年金 :62歳から

➡ 62歳時点と65歳時点のそれぞれで年金の請求手続きを行う必要があります。

※ これより前の生年月日は省略

昭和~~30~~35年4月2日～昭和~~32~~37年4月1日生まれ

62歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

昭和~~32~~37年4月2日～昭和~~34~~39年4月1日生まれ

63歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

昭和~~34~~39年4月2日～昭和~~36~~41年4月1日生まれ

64歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

昭和~~36~~41年4月2日以後生まれ

65歳

老齢厚生年金

老齢基礎年金

26 〈参考〉 特別支給(昭和36年4月1日以前生まれ)の年金

昭和36年4月1日以前生まれの人には、下表の年齢から年金の受給権が発生していました。この年金を「特別支給」の年金といいます。

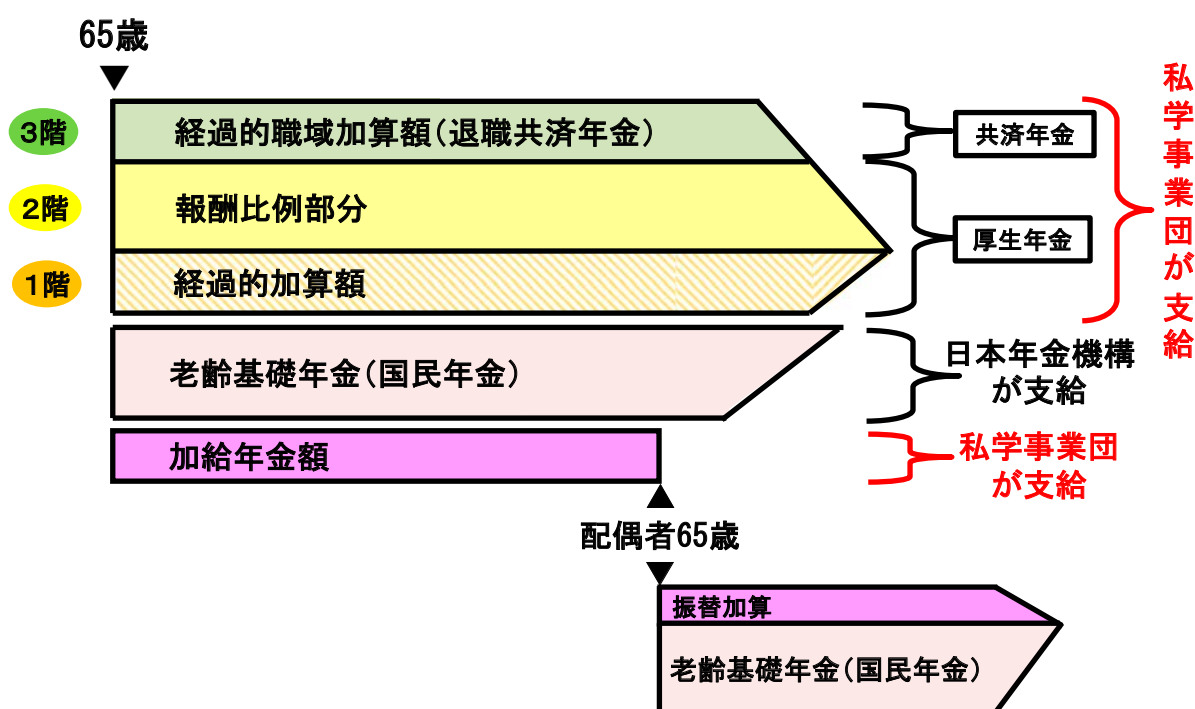
生 年 月 日	支給開始年齢
昭和28年 4月2日 ~ 昭和30年4月1日	61 歳
昭和30年 4月2日 ~ 昭和32年4月1日	62 歳
昭和32年 4月2日 ~ 昭和34年4月1日	63 歳
昭和34年 4月2日 ~ 昭和36年4月1日	64 歳

【特別支給の年金のしくみ】

- 厚生年金被保険者期間が1年以上あることが要件の一つです。
- 支給繰下げの制度(40 参照)はありません。
- 特別支給の年金は、65歳に到達するとその権利が消滅します。
そのため、65歳到達時に改めて「本来支給」の年金の請求手続きを行う必要があります。

27 4) 老齢厚生年金の内訳 (事務の手引 P400)

老齢厚生年金は、複数の部位を足し合わせて最終的な年金額を算出しています。



28 (1)年金額の計算内訳の考え方 (事務の手引P419)

年金額…被保険者期間月数と、その間の標準報酬月額及び標準賞与額をもとに算出する

内訳

- 3階部分: 経過的職域加算額 } 被保険者期間の長さ、標準報酬月額及び
2階部分: 報酬比例部分 } 標準賞与額の水準に比例
1階部分: 定額部分・経過的加算額 …… 被保険者期間の長さに比例

計算式(概略)

- 3階部分: 経過的職域加算額※1
平均標準報酬(月)額※2 × 生年月日に応じた乗率 × 被保険者月数
2階部分: 報酬比例部分※1
平均標準報酬(月)額※2 × 生年月日に応じた乗率 × 被保険者月数
1階部分: 定額部分
定額単価 × 生年月日に応じた乗率 × 被保険者月数

※ 1 報酬比例部分と経過的職域加算額は、実際には平成15年3月以前の期間と平成15年4月以降の期間に分けて計算します。

※ 2 平均標準報酬(月)額とは、年金の計算のもととなる被保険者期間の、標準報酬月額及び標準賞与額を合算したものの平均です。

29

(2)2階部分と3階部分以外の年金額内訳

経過的加算額 (20歳前又は60歳以降に私学共済に加入した期間に対する計算)

定額部分から、20歳～60歳まで私学共済に加入した期間に比例して算定される老齢基礎年金相当額を差し引いた後の差額が、経過的加算額として支給されます。

【事例】 20歳 私学加入 60歳 退職 65歳

	316月	32月	
--	------	-----	--

$$\underbrace{1,628円 \times 1.000 \times 348月}_{\text{定額部分}} - \underbrace{(780,900円 \times 316月 / 480月)}_{\text{20歳～60歳まで私学共済に加入した期間に比例して算定される老齢基礎年金相当額}} = 52,452円$$

経過的加算額

※ 法定の額です。令和8年度の額は、資料編24ページ参照。

老齢基礎年金

日本年金機構から「老齢基礎年金」が支給されます。(法定の額: 780,900円)

※令和8年度の額は、資料編24ページ参照。

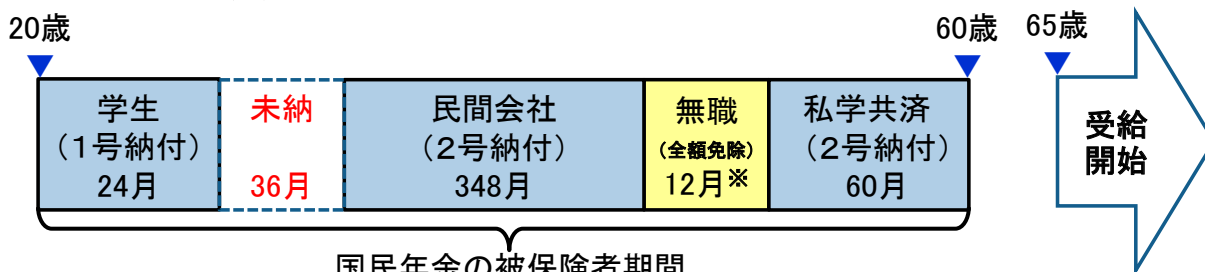
加給年金額

生計維持関係のある65歳未満の配偶者(又は18歳到達年度の末日までの間の子等)がいる場合、本来支給の老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

30

5) 老齢基礎年金 (事務の手引 P368)

- 受給資格期間を満たしていて、国民年金の被保険者期間がある場合に65歳から支給されます。
- 20歳～60歳まで40年間（480月）保険料を納めた場合で、780,900※円となります。※法定の額です。令和8年度の額は資料編24ページ参照。



【事例】

- ・ 20歳～60歳までの国民年金の算定期間の合計は438月（24＋348＋6※＋60）
- ・ 免除期間は、その間の保険料の免除の割合に応じて減額される。
未納期間は年金額にならない。

計算

納付月数の合計
24月＋348月＋60月＝432月

※12月×1/2＝6月
全額免除期間は、1/2の算定月数にカウントされる

$$\text{老齢基礎年金の額} = 780,900\text{円} \times \frac{432\text{月} + 6\text{月}}{480\text{月}} = 712,571\text{円}$$

31

6) 加給年金額 (事務の手引 P407)

(1) 加算の要件

原則、65歳時点で老齢厚生年金の算定期間が20年以上※¹ある年金受給権者に対し、その人に生計を維持されている※²下記の配偶者又は子がいる場合は、届け出により加給年金額が加算されます。

【配偶者】 65歳未満であること（事実上の婚姻関係にある人を含む）

【子】 ・ 18歳到達年度の末日まで
・ 厚生年金保険法に定める障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満

※¹ 第1号～第4号厚生年金を合算して20年となる場合も該当します。

※² 「生計を維持されている」とは、次の2つの要件を満たしているときをいいます。

- ① 生計同一関係があること（住民票上、同一世帯である等）
- ② 配偶者又は子の年間収入が850万円（所得655万5千円）未満であること

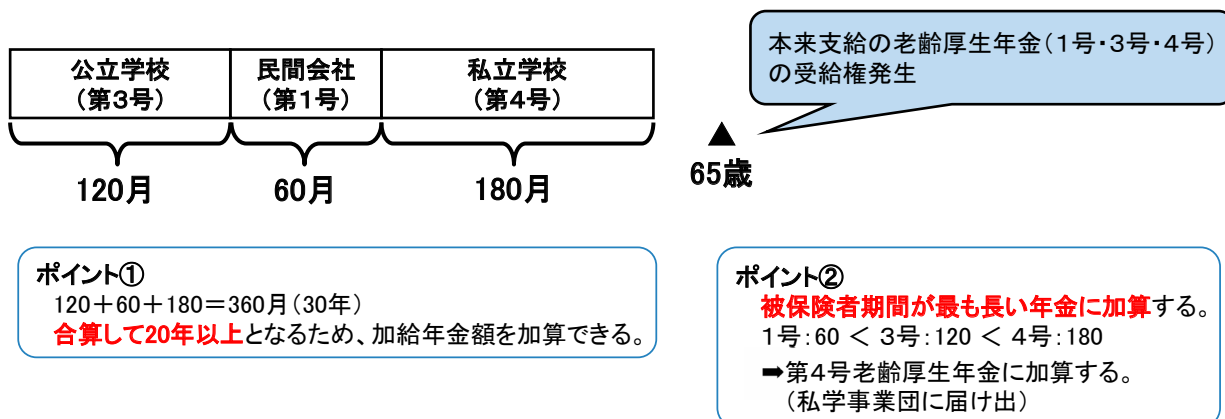
32 第1号～第4号厚生年金の合算により加給年金額を加算するときのポイント

加算先

- ・ いずれか一か所の実施機関の老齢厚生年金に加算する。
- ・ 受給権発生が同時の場合、**最も長い被保険者期間**の老齢厚生年金に加算する。
(被保険者期間が同じ場合、**第1号→第2号→第3号→第4号**厚年の順)

事 例

65歳で老齢厚生年金(1号・3号・4号)の受給権が同時に発生する場合



33 (2) 加給年金額(事務の手引 P412)

[年額]

対象者	加給年金額
配偶者	224,700円
1人目・2人目の子	224,700円
3人目以降の子	74,900円

○ また、**配偶者**の加給年金額には、年金受給権者(本人)の生年月日に応じて、さらに特別加算額が加算されます(下表のとおり)。

[年額]

年金受給権者(本人)の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円	257,900円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円	291,000円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円	324,200円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円	357,300円
昭和18年4月2日～	165,800円	390,500円

(注) 上表の加給年金額、特別加算額ともに法定の額です。令和8年度の額は、資料編24ページ参照。

(3) 加給年金額の支給停止 (事務の手引 P624)

○ 次の事由に該当する場合、加給年金額は支給停止になります。

事 由	
加給年金額の加算対象である配偶者の事由	● 算定期間が20年以上である※老齢厚生年金の受給権があるとき ● 障害の年金の受給権があり、支給を受けるとき
年金受給権者本人の事由	● 子の加算額が加算された障害基礎年金の受給権があり、支給を受けるとき ＝ その子にかかる加給年金額を支給停止

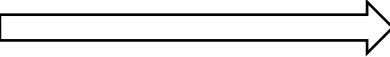
※ 加入期間を合算する要件に該当し20年以上となる場合や、20年未満であっても特例により20年とみなされる場合を含みます。

私学事業団への届け出が必要です。

加給年金額の停止事由に該当したら、すみやかに私学事業団にご連絡ください。

(4) 加給年金額の失権 (事務の手引 P413)

次の①～⑥に該当すると加給年金額は失権します。

- ① 配偶者が65歳に達した 
- ② 子について、18歳到達年度の末日になった
- ③ 1級又は2級の障害状態にある子が20歳に達した

【老齢基礎年金の振替加算】
加給年金額の対象となっていた配偶者が65歳に達して受ける老齢基礎年金には、一定の要件を満たすことで、その人の生年月日に応じて一定の額が加算されます。

①～③: 私学事業団への届け出は不要

年齢により私学事業団で自動的に失権処理をして、年金受給権者宛てに通知します。通知の時期: 失権日の属する月の翌月

- ④ 加給年金額の対象者が死亡した
- ⑤ 年金受給権者との生計維持関係がなくなった
(年間収入が850万円を超えた場合など)
- ⑥ 年金受給権者と対象者が離婚した

④～⑥: 私学事業団への届け出が必要

失権事由に該当したら、すみやかに私学事業団にご連絡ください。
届け出の時点によっては、加給年金額が払い過ぎとなってしまうことがあります(その後の支給年金額から返還していただきます)。

加給年金額のポイント！

✓ 対象者を届け出ることにより加算されるもの

年金請求書に配偶者または子を記入する欄があるので、対象者がいる場合は必要事項を記入する。
この届け出により、加給年金額の受給要件に該当すれば加算できる。

✓ 算定期間が20年以上必要だが、私学共済の期間だけでなく...

私学共済の期間が20年未満でも、第1号(民間)、第2・3号(公務員)の期間を合算して20年以上になればよい。
例) 私学10年＋民間5年＋公務員5年＝20年・・・OK！

✓ 加算できても支給停止になったり、加算終了するタイミングがある

【支給停止の例】対象者である配偶者が算定期間20年以上の老齢厚生年金の受給権を有している。
【加算終了の例】配偶者が65歳に到達した、離婚した。子が18歳年度末を迎えた。

MEMO

7) 老齢厚生年金の支給繰上げ (事務の手引 P414)

支給開始年齢の引き上げに伴う経過措置として、60歳から支給開始年齢に達するまでの間に、**繰上げ支給の請求**をすることができます。

生年月日	支給開始年齢	支給開始年齢を過ぎている生年月日については、記載を省略しています。
昭和36年4月2日～	65歳	

(注)請求には、老齢厚生年金の受給要件([16](#) 参照)を満たす必要があります。

【繰上げによる減額】

- 支給の繰上げをすると、**年金額は一定の割合で減額**となります。
- 減額は、**生涯にわたり続きます**。

【繰上げ減額率】

- 昭和37年4月1日以前生まれの人 … 繰り上げる月数1か月あたり**0.5%**
- 昭和37年4月2日以後生まれの人 … 繰り上げる月数1か月あたり**0.4%**

支給繰上げ請求時の注意事項

- ❑ 老齢厚生年金の繰上げ請求は、**国民年金の老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金を一体的に行う**必要があります。
- ❑ 繰上げ請求の**取り消しや変更はできません**。
- ❑ 繰上げの年金の受給権は、実施機関が請求書を受理した日に発生し、その翌月分から支給されます。
- ❑ 厚生年金又は共済組合等に参加しているときは、**標準報酬月額や標準賞与額により年金額の一部又は全部が支給停止**となります。
- ❑ 65歳未満で雇用保険から高年齢雇用継続給付(在職中)や基本手当(退職後)を受給する場合、**年金額の一部又は全部が支給停止**となります。
- ❑ 障害給付や遺族給付と同時に受給することはできません。(ただし、65歳からは選択関係が変わります。)
- ❑ 繰上げ請求後は、事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求ができなくなります。

支給繰上げのポイント！

- ✓ 早く受け取れるが、一定の割合で**減額**され、その**減額は生涯にわたる**

本来の年齢より早く受け取れるが、繰り上げた月数1か月あたり0.4% (0.5%) の減額となり、生涯にわたり減額となる。
(本来の年齢を迎えたら、元(減額なし)の金額に戻るわけではない。)

- ✓ 老齢基礎年金(国民年金)も含め、**すべて一体的に**繰り上げる必要がある

私学共済の年金だけを繰り上げることはできない。
他の老齢厚生年金、老齢基礎年金(国民年金)も含めて繰り上げる必要がある。

- ✓ せっかく繰り上げても、**支給停止**になる場合がある

在職中の人が繰り上げた場合、報酬額や賞与額により年金額の一部又は全額が支給停止になる場合がある。
また、雇用保険の給付を受ける場合も同様に年金額は支給停止される。

MEMO

40 8) 老齢厚生年金の支給繰下げ (事務の手引 P415)

老齢厚生年金は、支給開始を1年以上繰り下げる(遅らせる)ことによって、繰り下げた月数に応じて生涯にわたり増額された老齢厚生年金を受け取ることができます。

(1) 支給繰下げのしくみ

- 老齢厚生年金(第1号～第4号)は、すべて一体的に申し出(請求)をする必要があります。

※ 老齢基礎年金(国民年金)は同時に繰り下げる必要がありません。

【繰下げ増額率】

- 繰り下げた月数1か月あたり0.7%増額

【繰下げ期間】

- 繰下げ待機期間(年金を受け取らない期間)は最短12月(1年)必要です。

- 最長で120月(10年)繰り下げることができます。

(受給権発生日が平成29年3月31日以前の人是最長60月(5年)です。)

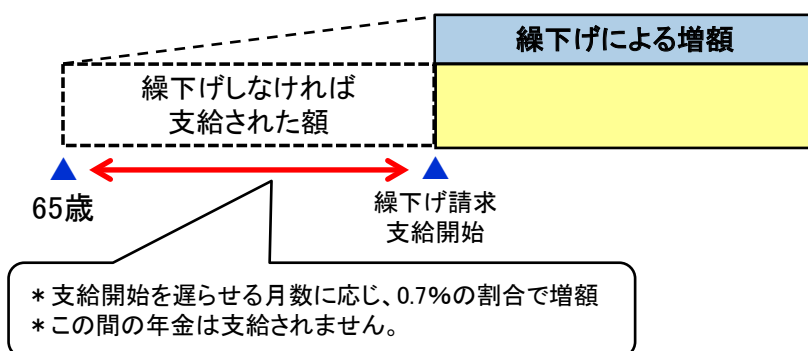
【繰下げ対象額】

- 増額の対象額は、繰下げをしなければ支給された額(41 参照)です。

➡ 在職中の場合、在職停止後の支給されたであろう額となります。

- 加給年金額は増額の対象額になりません。

41 繰下げ対象額「繰下げをしなければ支給された額」のポイント



計算事例

No.	年金額	停止額	支給額
事例①	100万円	0円	100万円
事例②	100万円	90万円	10万円

増額の対象額

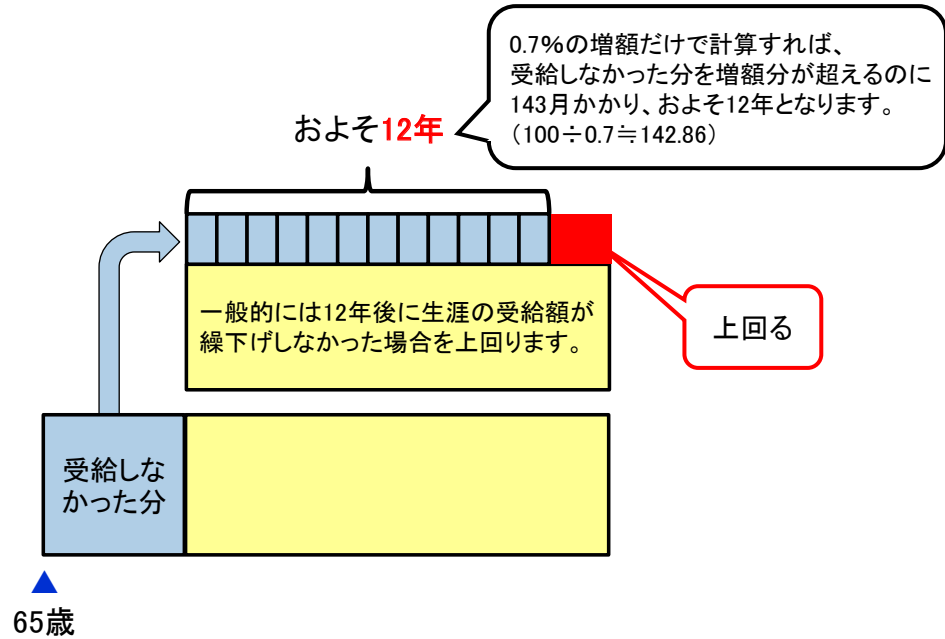
繰下げ加算額計算

事例① 100万円 × 0.7% × 12月 = 84,000円

事例② 10万円 × 0.7% × 12月 = 8,400円

＜参考＞支給繰下げしたときの効果（繰下げしないときとの比較）

比較例

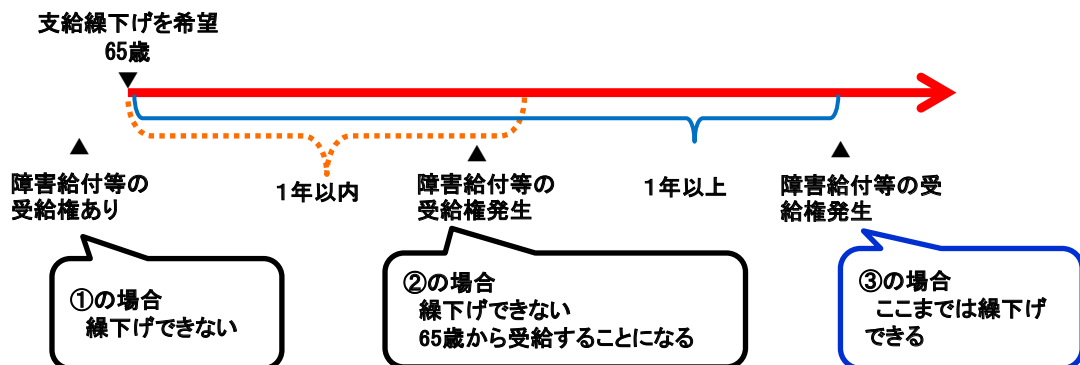


例えば・・・年金額100万円の人が5年間繰下げすると

- 繰下げ加算額(増額分)は「100万円×0.7%×60月＝42万円」となります。
- 繰下げ待機によって受け取らなかった総額は500万円となるため、**42万円の増額で500万円を追い越すにはおよそ12年必要**となります。

(2) 支給繰下げができない場合

- ① 障害基礎年金を除く障害給付又は遺族給付(以下「障害給付等」といいます)の受給権を有している場合
- ② 本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得してから1年以内に障害給付等の受給権を取得した場合
- ③ 1年を経過した後に障害給付等の受給権を取得した場合(これ以降は繰り下げることができなくなります。)



※ 法律改正により、令和10年3月31日時点において遺族給付の受給権を有しており、かつ、昭和38年4月2日以後生まれの人は、遺族給付の請求を行っていない場合に限り、繰下げ請求することができるようになります。

(3) 繰下げを希望した年金の受給を開始するときの手続き

- 「老齢 基礎厚生 年金裁定請求書／支給繰下げ請求書(様式第235-1号)DL」を提出してください。

◆ 請求書提出と支給対象月

請求書を提出した翌月分から支給の対象となります。さかのぼって支給の対象にはなりません。

【例】3月31日退職、4月分から受給したい場合 → 3月中に提出

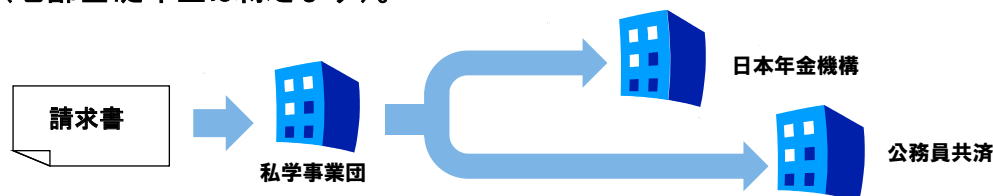
(注) 在職中で繰下げを希望している場合、退職しても自動的に支給開始にはなりません。請求書の提出後、支給の決定までには一定の時間を要しますので、余裕を持って準備してください。

◆ 請求書の入手方法

私学事業団に連絡して取り寄せるか、私学共済ホームページからダウンロードできます。

◆ ワンストップサービス

この請求書を私学事業団に提出すると、他の実施機関にも提出したことになります(老齢基礎年金は除きます)。



(4) 繰下げを希望した老齢厚生年金を65歳から受給するとき

- 繰下げを希望していた老齢厚生年金は、さかのぼって65歳から受給できます。
この場合、繰下げによる増額はありせん。
- 「老齢 基礎厚生 年金裁定請求書／支給繰下げ請求書(様式第235-1号)DL」を提出してください。

◆ 請求書の入手方法

私学事業団に連絡して取り寄せるか、私学共済ホームページからダウンロードできます。

◆ ワンストップサービス

この請求書を私学事業団に提出すると、他の実施機関にも提出したことになります(老齢基礎年金は除きます)。

支給繰下げのポイント！

✓ 老齢厚生年金(第1号～第4号)は**すべて一体的に**繰り下げる必要がある

私学共済の年金だけを繰り下げることはいけません。
他の老齢厚生年金(民間分・公務員分)も含めて繰り下げる必要がある。
ただし、「繰上げ」と違い、老齢基礎年金(国民年金)は別で扱える。

✓ 在職中の人は、**思ったより増額しない**ことがある

増額の対象額は、繰下げをしなければ支給された額である。
在職中の場合、在職停止後の額が増額の対象額になる。
そのため、支給額が少額の場合、増額の対象額も少額になることがある。
※特に報酬額・賞与額が高い人は注意が必要。

✓ 支給繰下げを利用したくても**できない**場合がある

65歳時点で遺族年金や障害年金を有している人は、支給繰下げができない。
複数の事由の年金受給権がある場合、65歳時点でいずれかの年金を選択し、もう一方は支給停止する必要があるため。(65 参照)

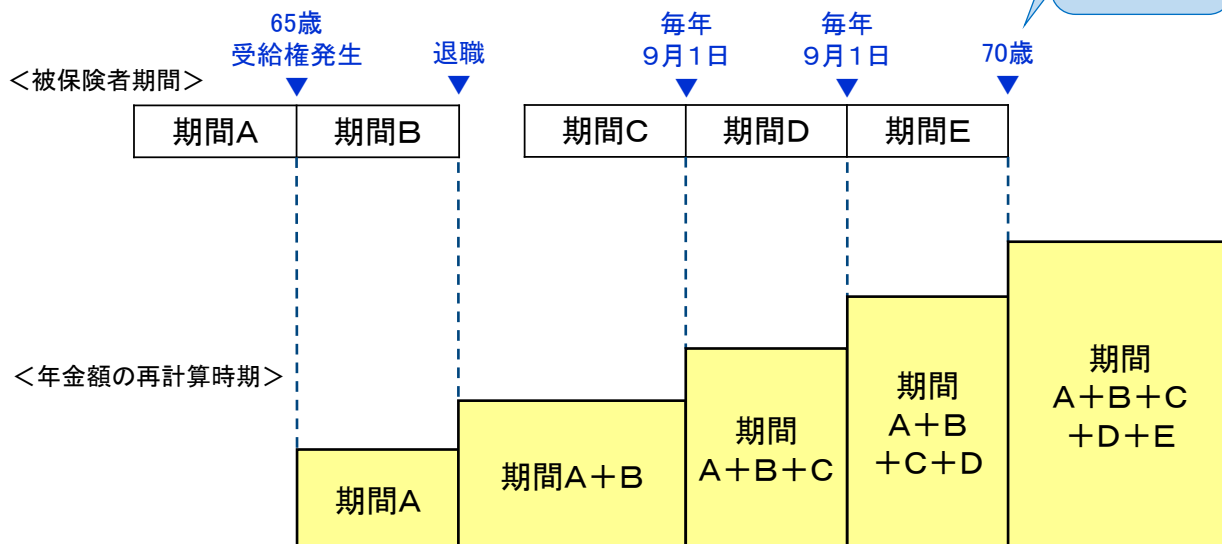
MEMO

9) 年金の算定期間の改定 (事務の手引 P433)

老齢厚生年金の受給権者が在職中(第4号厚生年金被保険者)のとき、受給権発生日以降の被保険者期間を年金額の算定基礎に反映するタイミングは次のとおりです。

年金額再計算のイメージ

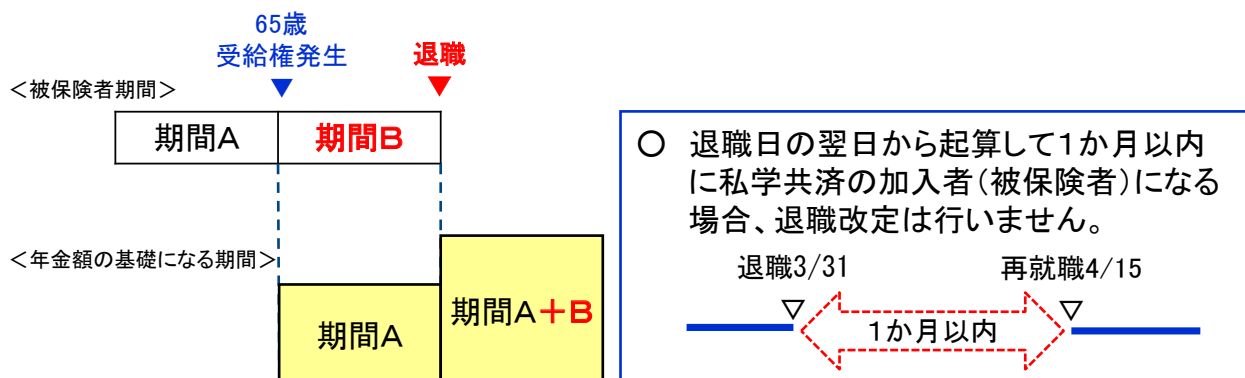
【受給権発生日が65歳の事例】



(1) 退職したとき(退職改定)

- 在職中に老齢厚生年金の決定を受けている人が、学校法人等を退職したときは、退職までの被保険者期間を算定基礎として年金額を改定します。
- 学校法人等が提出した「資格喪失報告書DL」による処理を確認後、年金額の改定を行い、受給権者宛てに通知します。
＝受給権者本人が手続きする必要はありません。

【年金額の改定イメージ】

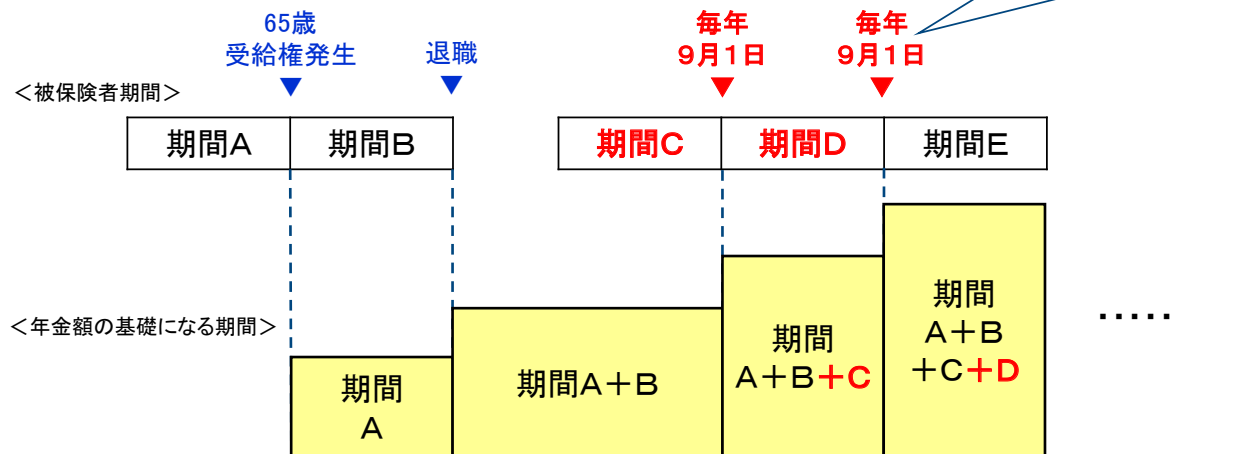


49

(2) 毎年9月1日(在職定時改定)・・・65歳以上の人に限ります

- 65歳以上で在職中の被保険者(加入者)について、9月1日に在職している場合、当年8月までの被保険者期間を算定基礎として年金額を改定します。
⇒これを「在職定時改定」といいます(令和4年度施行)。
- 私学事業団で管理している被保険者記録に基づき、自動的に年金額の改定処理を行います。
＝受給権者本人が手続きする必要はありません。

【年金額の改定イメージ】

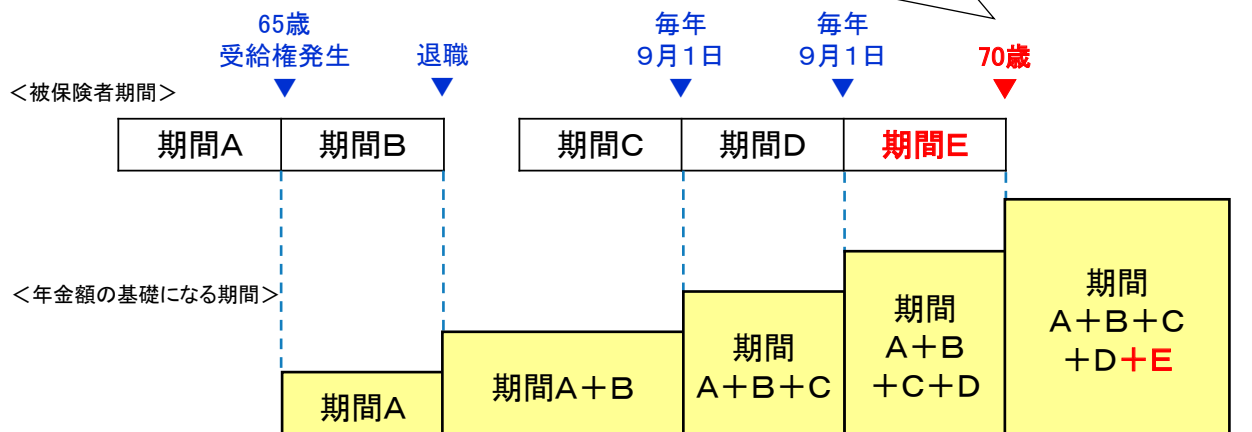


50

(3) 70歳に到達したとき

- 70歳以降引き続き在職中であっても、70歳に到達したことにより、厚生年金の被保険者としての資格は喪失します。
- これに伴い、70歳前までの被保険者期間を算定基礎として年金額を改定します。
- 70歳到達月の翌月に年金額の改定を行い、受給権者宛てに通知します。
＝受給権者本人が手続きする必要はありません。
また、学校法人等としても「資格喪失報告書」の提出は不要です。

【年金額の改定イメージ】



算定期間の改定のポイント・まとめ！

✓ 決められたタイミングで加入期間を年金額に反映させる

受給権発生後の加入期間を年金額に反映させるタイミングは、

- ①退職したとき
- ②毎年9月1日（在職定時改定）
- ③70歳に到達したとき

✓ 算定期間の改定のための手続きは不要！

私学共済で管理している加入者情報等を基に自動的に処理を行うため、受給権者本人が手続きする必要はない。
学校法人等としても、退職時の「資格喪失報告書」の提出以外は手続き不要。

✓ 70歳以上で実際に退職した場合の「資格喪失報告書」の提出漏れに注意！

特に75歳を超えて実際に退職する場合、短期掛金・加入者保険料等を納めていないため、提出漏れがある。
これにより、年金の在職停止がいつまでも解除されないことが年に数件生じている。

MEMO

4 年金の支給停止

1) 厚生年金保険の被保険者等である場合の支給停止 (在職停止) (事務の手引 P610)

(1) 厚生年金保険の被保険者等とは

- ① 厚生年金（第1号～第4号）の被保険者
- ② 厚生年金（第1号～第4号）の適用事業所に勤務している70歳以上の人
- ③ 国会議員又は地方公共団体の議会の議員

(2) 支給停止される年金の部位

支給停止の有無や、支給停止の方法は、老齢厚生年金を構成する部位ごとに異なります。

年金額の構成	職域部分 経過的職域加算額	… 私学在職中は全額支給停止 私学以外に在職中の場合は、全額支給
	報酬比例部分	… 後述する支給停止計算により、支給停止額及び支給額を算出
	加給年金額	… 報酬比例部分の支給がある場合に限り支給
	繰下げ加算額	… 全額支給
	経過的加算額	… 全額支給

(3) 支給停止の考え方 (事務の手引 P613)

**報酬月額 + 年間賞与額 ÷ 12 + 年金の月額 が
65万円を超える → 停止発生！**

年金額のうち、報酬比例部分 ÷ 12

- ・在職中の停止は月額単位で計算します。
- ・その人の**総報酬月額相当額(報酬月額+賞与÷12)**と、**基本月額(年金の月額)**の合計が**65万円(基準額)**を超えたときに在職中の停止が発生します。

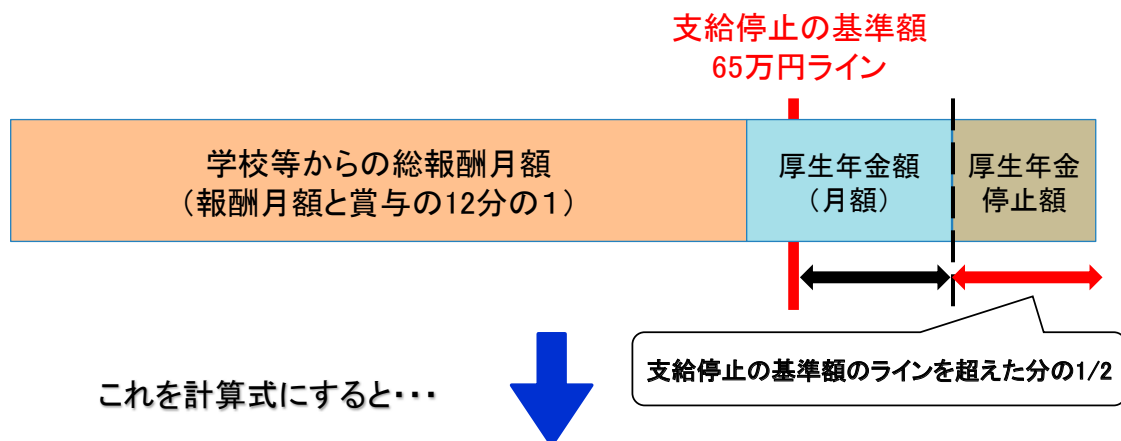
(注) 上記65万円の額は、物価や賃金などの変動により毎年度見直され、改定されることがあります。

54

(4) 支給停止のイメージと実際の計算式 (事務の手引 P613)

- ① 総報酬月額相当額(報酬月額+賞与÷12)と、基本月額(年金の月額)の合計が65万円(基準額)を超える場合

⇒基準額を超えた額の1/2 が**支給停止**となります。

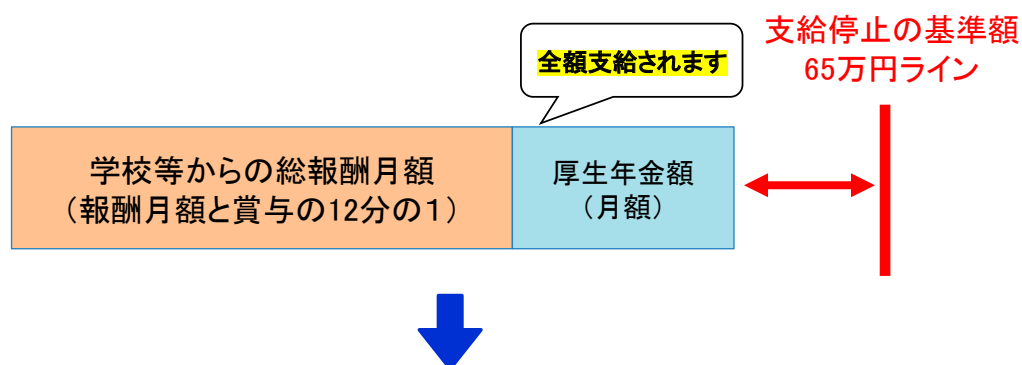


$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 65\text{万円}) \times 1/2$$

55

- ② 総報酬月額相当額(報酬月額+賞与÷12)と、基本月額(年金の月額)の合計が65万円(基準額)を超えない場合

⇒基準額を超えないため、支給停止はありません。



$$\text{支給停止額(月額)} = 0\text{円 (全額支給)}$$

(5) 総報酬月額相当額の算出（事務の手引 P611）

総報酬月額相当額＝標準報酬月額＋過去1年間の標準賞与額の合計×1/12

【事例】 令和8年4月から報酬が34万円に下がり、それ以降の賞与の支給がなくなった場合（随時改定の場合）

【令和8年4月】

〔単位:万円〕

年 月	R7 4月	5月	6月	7月	...	12月	R8 1月	2月	3月
標準報酬月額	50	50	50	50		50	50	50	50
標準賞与額			120			120			

年 月	R8 4月	5月	6月	7月	...	12月	R9 1月	2月	3月
標準報酬月額	50								
標準賞与額									

標準報酬月額の変動なし

令和8年4月の総報酬月額相当額

$$=50万円+(120万円+120万円) \times 1/12=70万円$$

【令和8年7月】

〔単位:万円〕

年 月	R7 4月	5月	6月	7月	8月	...	12月	R8 1月	2月	3月
標準報酬月額	50	50	50	50	50		50	50	50	50
標準賞与額			120				120			

年 月	R8 4月	5月	6月	7月	8月	...	12月	R9 1月	2月	3月
標準報酬月額	50	50	50	34						
標準賞与額										

標準報酬月額改定(随時改定)

令和8年7月の総報酬月額相当額

$$=34万円+120万円 \times 1/12=44万円$$

⇒随時改定による標準報酬月額の改定や、過去1年間における標準賞与額の減少により、徐々に総報酬月額相当額が実際の報酬額に近づいていきます

総報酬月額相当額算出のポイント！

- ✓ 総報酬月額相当額の変更時期は、実際の報酬の変更時期と**一致しない**場合がある

随時改定の場合、**4月**に実際の賃金があっても、標準報酬月額は**7月**まで変わらない。
(4月～6月の3か月間は従前の標準報酬月額(事例の場合、34万円ではなく50万円のまま)となる)

- ✓ 総報酬月額相当額の計算には毎月の報酬だけでなく、**過去1年間の賞与**も使用する

再雇用等により賞与の支給がなくなっても、過去1年間における標準賞与額が高い場合、その影響で総報酬月額相当額が下がるのに時間がかかる。

よくある質問(在職支給停止)

- Q. 在職中のため年金が支給停止されている。
4月から報酬が下がったので、年金が支給されると思っていたが、年金額が支給停止されたままになっている。なぜか。
- A. 報酬があっても、**総報酬月額相当額はすぐには下らない**ため、しばらくの間は年金が支給停止されることがあります。

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 65\text{万円}) \times 1/2$$

60

(6) 支給停止額の算出

【事例】 令和8年4月から報酬が34万円に下がり、それ以降の賞与の支給がなくなった場合(随時改定の場合)

〔単位:万円〕

年 月	R7 4月	5月	6月	7月	...	12月	R8 1月	2月	3月
標準報酬月額	50	50	50	50		50	50	50	50
標準賞与額			120			120			

年 月	R8 4月	5月	6月	7月	...	12月	R9 1月	2月	3月
標準報酬月額	50								
標準賞与額									

実際の報酬が下がっても、随時改定の場合、4月時点では標準報酬月額は変わらず、過去1年間の賞与も残っている。

令和8年4月の総報酬月額相当額

$$= 50\text{万円} + (120\text{万円} + 120\text{万円}) \times 1/12 = 70\text{万円}$$

支給停止額 = $\{(70\text{万円} + \text{基本月額} 10\text{万円}) - 65\text{万円}\} \times 1/2$
(月額)

= 7万5千円 ... 基本月額10万円のうち、7万5千円が支給停止され、2万5千円が支給されます。

61

〔単位:万円〕

年 月	R7 4月	5月	6月	7月	8月	...	12月	R8 1月	2月	3月
標準報酬月額	50	50	50	50	50		50	50	50	50
標準賞与額			120				120			

年 月	R8 4月	5月	6月	7月	8月	...	12月	R9 1月	2月	3月
標準報酬月額	50	50	50	34						
標準賞与額										

7月になると、標準報酬月額が下がり(随時改定)、過去1年間の賞与の影響も小さくなる

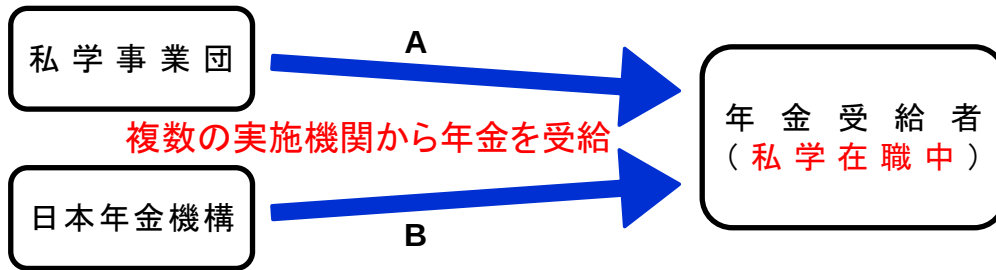
令和8年7月の総報酬月額相当額

$$= 34\text{万円} + 120\text{万円} \times 1/12 = 44\text{万円}$$

支給停止額 : $(44\text{万円} + \text{基本月額} 10\text{万円}) < 65\text{万円}$
(月額)

...支給停止の基準額(65万円)を超えないため、年金が支給停止されなくなります(全額支給)

(7) 複数の実施機関から年金を受給している場合の支給停止



在職中は、A・Bどちらの年金も支給停止されます

“私学に在職しているから私学の年金だけ支給停止”ではありません。

★それぞれの支給停止額(月額)は、次のように算出します。

- ① 基本月額(AとBの合計)と総報酬月額相当額を使って、**全体の支給停止額を計算**
- ② 全体の支給停止額を、A・Bそれぞれの年金額(基本月額)の割合に応じて**按分**
(計算式)

$$\text{全体の支給停止額} \times \text{A(またはB)の基本月額} / \text{基本月額(AとBの合計)}$$

● 複数の年金受給権がある場合の支給停止計算事例

【事例】私学在職中

総報酬月額相当額：74万円

受給している年金(基本月額)：A 私学事業団(10万円)

B 日本年金機構(5万円)

①全体の支給停止額(月額)

$$= (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額(AとBの合計)} - 65\text{万円}) \times 1/2$$

$$= (74\text{万円} + 10\text{万円} + 5\text{万円} - 65\text{万円}) \times 1/2$$

$$= 12\text{万円}$$

②全体の支給停止額をAとBの年金額(基本月額)の割合で按分

【全体の支給停止額】

$$\times \text{【A(またはB)の基本月額】} / \text{【基本月額(AとBの合計)】}$$

A 私学事業団分の支給停止額

$$= 12\text{万円} \times 10\text{万円} / 15\text{万円}$$

$$= 8\text{万円}$$

B 日本年金機構分の支給停止額

$$= 12\text{万円} \times 5\text{万円} / 15\text{万円}$$

$$= 4\text{万円}$$

厚生年金保険の被保険者等である場合の支給停止のポイント！

✓ 支給停止の計算には、標準報酬月額と標準賞与額を使用する

標準報酬の変更や賞与の支給があった場合には、速やかに届出をお願いします。

✓ 報酬が下がっても、しばらくの間、年金の支給停止が続く場合がある

- ①報酬が下がっても、すぐには標準報酬月額が下がらない場合がある。
- ②支給停止計算には過去1年間の標準賞与額を使うためその影響が残る。

✓ 複数の実施機関から年金を受給している場合、そのすべてが支給停止の対象になる

実際に加入（在職）している実施機関から受ける年金だけが支給停止されるわけではない。

2) 複数の事由の年金受給権があるときの支給停止 (併給調整) (事務の手引 P630)

(1) 一人一年金の原則

老齢（退職）、障害又は遺族といった給付事由の異なる年金の受給権を二つ以上取得した場合は、原則としていずれか一つを受給し、他方の年金は支給停止になります。

私学共済(例)	給付事由	私学共済以外(例)
●老齢厚生年金	老齢 退職	●老齢基礎年金 ●老齢厚生年金
●障害厚生年金	障害	●障害基礎年金 ●障害厚生年金
●遺族厚生年金	死亡	●遺族基礎年金 ●遺族厚生年金

(2) 65歳以降の併給調整

65歳以降は、「遺族厚生年金と老齢基礎年金」、「老齢厚生年金と障害基礎年金」のように、給付事由の異なる年金であっても同時に受給できる場合があります。

65歳前の年金にかかる支給停止(在職中の支給停止以外)

1) 高年齢雇用継続給付を受給する場合の支給停止

(事務の手引 P621)

- 高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金を受給する場合、老齢厚生年金は、**在職中の支給停止に加えて**、原則として標準報酬月額の4%が支給停止になります。
- 届け出は原則不要です。

2) 基本手当を受給する場合の支給停止 (事務の手引 P617)

- 雇用保険から基本手当(失業給付)を受給する場合、老齢厚生年金は支給停止になります。
- 停止期間は、求職の申込みをした月の翌月から基本手当を受け終わった月までとなります。
- 受給終了後に、基本手当を受けた日数に基づいて、停止期間を再計算します。
(基本手当を30日分受給→年金を1月分支給停止。端数は切り上げます)
- 届け出は原則不要です。

MEMO

5 老齢厚生年金等の請求手続き

1) 請求書等の送付時期(事前送付・請求勧奨) (事務の手引 P441)

(1) 支給開始年齢(65歳)到達により受給権が発生する場合(事前送付)

すべての厚生年金実施機関間で調整したうえで、共通的に請求案内を行います。
各実施機関は、自実施機関が担当することとなった人に請求書等を送付します。

〔複数の実施機関から請求案内が重複しないための調整〕

- ・ 日本年金機構において、65歳到達月の5か月前に「**同年齢で老齢厚生年金が発生する実施機関の中で最終に加入した実施機関**」を判定
- ・ その判定結果が「私学事業団」であった人に対して、**65歳到達月の3か月前(月末)**に「**年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)**」を発送

↓

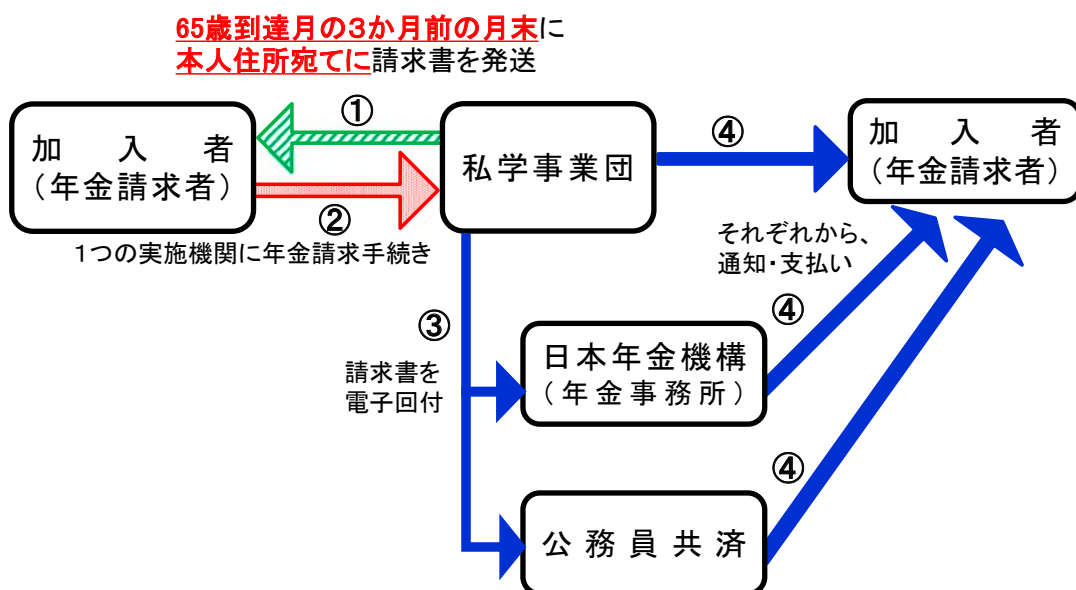
私学に在職中の人の場合、原則として請求書を送付する実施機関は私学事業団となり、**本人住所宛て**に送付します。

被用者年金制度一元化 → 請求手続きは**ワンストップサービス**

私学共済制度と**同時に民間企業や公務員共済の老齢厚生年金の受給権が発生する場合**、私学事業団(厚生年金保険の実施機関)に請求書を提出することにより、同時に日本年金機構や公務員共済などの実施機関の老齢厚生年金を請求したことになります。

ワンストップサービスのイメージ

【例】過去に厚生年金(民間会社に勤務)と公立共済に加入あり、現在は私学共済加入



1つの実施機関に請求書を提出すれば、それぞれの実施機関が加入期間に応じた分の年金を決定し、年金証書等の発行及び支払いを行います。

(2) 支給開始年齢(65歳)到達後に受給権が発生する場合(請求勧奨)

下記のタイミングで私学事業団が独自に行う請求案内です。
すべて本人住所宛てに送付します。

① 65歳到達後に初めて私学に加入し、1か月経過した人への請求勧奨

加入後1か月経過した月の翌々月(月末)に請求書を発送します。

② 年金未請求のまま70歳に達した人への案内

年金の支給繰下げは原則75歳に達するまで可能ですが、70歳到達時点で今後の手続きについての案内を送付します(特別支給が発生する昭和36年4月1日以前生まれの人には、年金請求書を送付します)。

③ 年金未請求のまま75歳、80歳に達した人への請求勧奨

75歳に達すると支給繰下げの上限となり、また未請求のまま80歳に達すると時効により受け取れない年金額が発生するため、それぞれの時点で請求書を送付します。

④ 受給資格期間を満たさない人への案内

65歳時点で年金の受給資格期間(10年)を満たさない人には、請求書は送付せず、今後の手続きについての案内を送付します。

※ 外国に居住している人には請求案内ができませんので、請求時期に私学事業団へご連絡ください。

2) 請求書の提出時期、提出先

支給繰下げ(40 ～ 46 参照)の希望有無により、請求書の提出時期と提出先が以下のとおり異なります。

	年金受給の希望	請求書の提出先
1	・老齢 厚生 年金を今回から受給したい (65歳から受給、または繰り下げた年金を受給)	私学事業団 または加入経歴のある実施機関
2	・老齢 厚生 年金は現時点では請求しない (支給繰下げをして将来受け取りたい) ※特別支給を未請求の人(昭和36年4月1日以前生まれの人、昭和41年4月1日以前生まれで1号厚年期間を持つ女性等)は、支給繰下げ希望に関わらず年金請求書を提出してください。	・老齢 基礎 年金は今回から受給したい (65歳から受給、または繰り下げた年金を受給)
3	・老齢 基礎 年金も現時点では請求しない (支給繰下げをして将来受け取りたい)	①公的年金制度への加入が私学共済のみの人 ⇒ 私学事業団 (年金事務所では受付不可) ②上記以外の人 ⇒ 年金事務所 (私学事業団では受付不可)
		原則、請求書の提出は不要です。 請求書は将来繰り下げた年金を受け取りたいタイミングで提出してください。

加入者から年金請求について質問・相談等を受けた場合には、引き続きご協力をお願いします。

3) 請求書記入上の注意(抜粋)



請求書の見本、記入上の詳しい注意点等については、資料編1～15ページをご確認ください。

- 全般について
 - ・ 黒インクのボールペンで記入ください。
 - ・ 鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン等は使用しないでください。
- 住所について
 - ・ 住所欄は、原則として住民票住所を記入してください。
住民票住所以外の住所が印字されている場合は二重線で訂正してください。
 - ・ 住民票住所と異なる居所や成年後見人等を通知書等送付先とする場合は、別途手続き書類が必要となります。
- 公的年金制度の加入経歴欄について
 - ・ 印字されている加入記録を確認のうえ、訂正があれば書き添えてください。
 - ・ 加入経歴が印字されていない請求書をお持ちの場合、すべての公的年金制度の加入経歴(私学共済の加入経歴を含む)を古い順に記載してください。

4) 請求に必要な添付書類(抜粋)



下記以外の添付書類が必要となる場合があります。添付書類の詳細については、資料編16～18ページをご確認ください。

○ 年金請求者本人のマイナンバーカード両面の写し等

マイナンバー法により、私学事業団は情報提供者(行政機関、地方自治体等)が保有する特定個人情報に照会し、取得することができるよう規定されています。
マイナンバーにより情報が取得できた場合、年金請求時の添付書類を一部省略できます。
※マイナンバーにより情報が取得できなかった場合、添付の省略はできません。追加で書類提出を依頼することがあります。

○ 通帳又はキャッシュカードの写し

金融機関の場合・・・「金融機関名、支店名、預金種別(普通又は当座)、口座番号、口座名義人氏名フリガナ」が確認できるものの写し
ゆうちょ銀行の場合・・・「預金通帳の口座番号、預金種別(普通又は当座)、口座名義人氏名フリガナ」が確認できるものの写し
※マイナポータルに登録済みの公金受取口座を指定する場合は省略できます。

○ 「老齢年金の受取方法確認書(繰下げ意思確認書)」

「受取開始時期の選択(支給繰下げ申出書)」欄のある年金請求書をお持ちの場合は提出不要です。

5) 請求書提出上の注意

- 請求書は**受給権発生日以降**に提出してください。
- **戸籍や住民票は、老齢厚生年金の受給権発生日以降、かつ請求書提出日の6か月以内に**交付されたものが有効です。
- ワンストップサービスにより、提出先以外の実施機関の老齢厚生年金も同時に請求できる扱いですが、提出先以外の実施機関で年金を決定するにあたり、追加で提出をお願いする書類又は確認事項があるときは、その実施機関から請求者本人に添付書類の提出依頼等を行うことがあります。
- 老齢厚生年金の請求に併せて経過的職域加算額(退職共済年金)も請求したこととなります。(私学共済制度の加入者期間が引き続き1年以上あり、かつ平成27年9月以前の加入者期間がある場合に限りです。)
- **特別支給が発生しない人で、老齢厚生年金について支給繰下げを希望するにも関わらず請求書を提出された場合、本人住所宛てに返送します。**
- 請求書提出後、年金が決定されるまで2か月程度かかります。ただし、書類に不備があると、整備のために2か月以上かかることがあります。
- 在職中の年金計算等では、他に加入していた実施機関(日本年金機構、公務員共済)が保有する年金記録等が必要であり、情報を取得してから年金額・支給額を決定しますので、さらに時間がかかることがあります。

6) 加給年金額の加算手続き (事務の手引 P448)

老齢厚生年金の算定期間の状況に応じて加算手続きの方法が異なります。

65歳時点で算定期間が20年以上ある人

- 新規請求時の「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」に**配偶者や子の氏名、生年月日等の情報、並びに「生計維持関係に関する申立書」欄**を記入することで手続きができます。

65歳以降の算定期間の改定により20年以上となる人

- 退職等により老齢厚生年金の算定期間が20年以上になる人には、「改定・支給年金額変更通知書(期間改定)」「(年金額再計算後の通知書)」に**「老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届」**を同封して送付します。



加算の要件に該当する場合は、必要な書類を添えて加算手続きをしてください。
(加算の要件は 31 を参照。)



- ・ 私学共済以外の実施機関の被保険者期間が長い場合、私学共済では加算しません。
- ・ 老齢厚生年金の支給繰下げを希望した場合、将来、繰下げ請求する時点で加給年金額対象者の届け出をしてください。

6 日本国籍を有しない人に対する脱退一時金 (厚生年金保険)

1) 受給要件 (事務の手引 P457)

次のすべての要件に該当した場合、請求に基づき支給します。

- ① 日本国籍を有しないこと
- ② 日本国内に住所を有しないこと
- ③ 厚生年金被保険者期間(第1号～第4号厚生年金被保険者期間の合計)が
6か月以上あること
- ④ 老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていないこと
- ⑤ 障害厚生年金等の受給権を有したことがないこと
- ⑥ 最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していないこと(資格喪失日に日本国内に住所を有していた場合は、同日後に初めて日本国内に住所を有しなくなった日から2年以上経過していないこと)

(注) この脱退一時金の算定基礎となった被保険者期間にかかる厚生年金給付に関する規定の適用については、被保険者期間でなかったものとみなされます。

(注) 退職等年金給付の脱退一時金については **87** 参照。

2) 請求手続き (事務の手引 P461)

○ 取りまとめ実施機関

請求先は以下の区分により、1つの実施機関となります。

- ① 国民年金の納付済期間等※が6か月未満の場合
＝国民年金の脱退一時金がない場合

最終加入経歴のある厚生年金実施機関が取りまとめ実施機関となります。

- ② 国民年金の納付済期間等※が6か月以上の場合
＝国民年金の脱退一時金がある場合

厚生年金期間にかかわらず、**日本年金機構**が取りまとめ実施機関となります。

※国民年金の第1号被保険者のうち、次の期間を合算した月数

- ・保険料納付済期間の月数
- ・保険料1/4免除期間の月数の、3/4に相当する月数
- ・保険料半額免除期間の月数の、1/2に相当する月数
- ・保険料3/4免除期間の月数の、1/4に相当する月数

(国民年金の脱退一時金は、要件として上記の合算月数が6か月以上必要)

- 脱退一時金請求書及びパンフレット(日本語・英語併記)については、私学共済のホームページからダウンロードできます。

7 退職等年金給付（新3階年金）（事務の手引 P563）

退職等年金給付とは

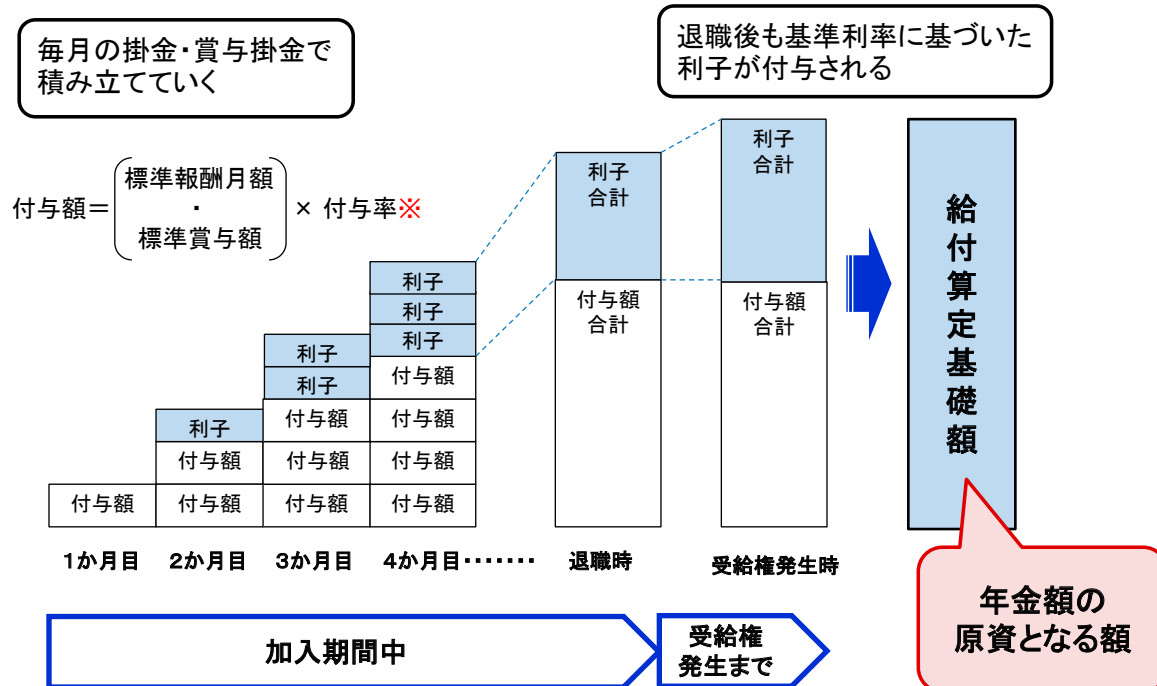
被用者年金制度の一元化（H27.10.1）に伴い、これまで私学共済の年金制度にあった公的年金としての「職域部分」は廃止されました。

この廃止された職域部分にかわって、平成27年10月以降の加入者期間については、私学教職員の新たな3階部分の年金として退職等年金給付が支給されることとなります。

制度運営

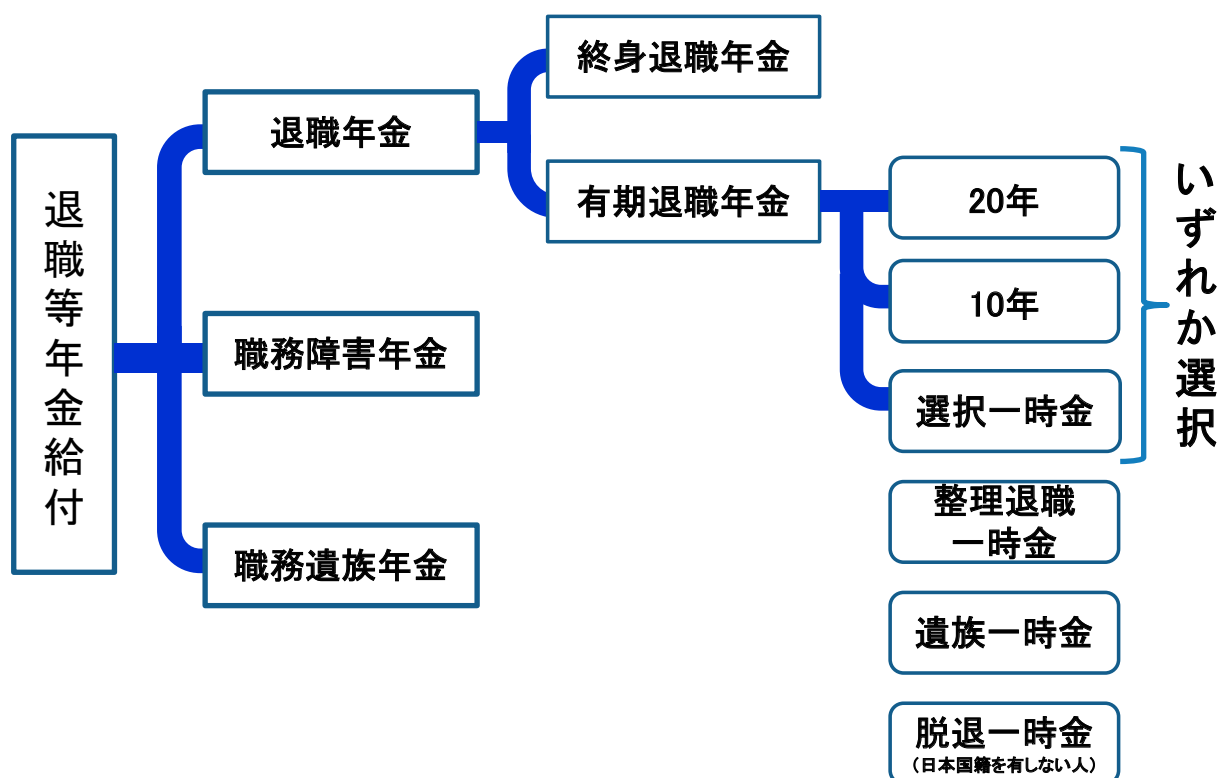
退職等年金給付の制度運営は、財政運営については積立方式を、給付設計については、キャッシュバランス方式を採用しています。このキャッシュバランス方式は、企業年金における受給額が安定している確定給付型と、掛金の積立額及びその運用結果によって受給額が決定される確定拠出型のそれぞれの長所を併せ持った方式となっています。

積立方式と給付算定基礎額



※付与率は、1.5/100ですが、職域年金経理から退職等年金給付勘定へ0.3%の繰入れを行っているため、実際の掛金率は、1.2/100となっています。

1) 給付の種類



2) 退職年金の支給形態 (事務の手引 P573)

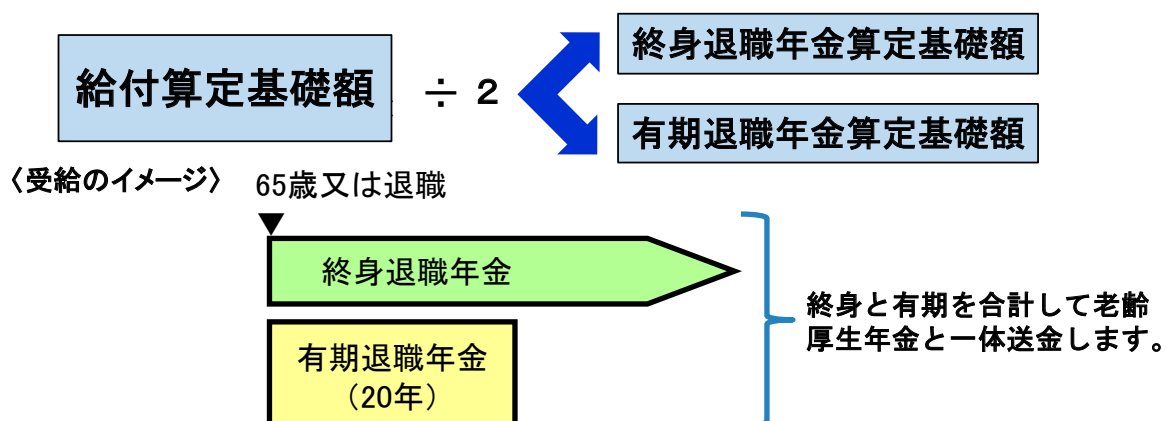
退職年金は、生涯にわたって支給される終身退職年金と、一定期間支給される有期退職年金に分けられます。

(1) 終身退職年金

給付算定基礎額の半分を原資として、終身退職年金を生涯受給することになります。

(2) 有期退職年金

給付算定基礎額の半分を原資として、有期退職年金を原則として支給期間20年で受給することになります。



(3) 有期退職年金の受給方法

- ① 本人の申し出により支給期間を10年に短縮することができます。
- ② 年金に代えて一時金による受給を選択できます(選択一時金)。
- ③ 国家公務員の場合における国家公務員法第78条第4号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇された場合は、解雇日における給付算定基礎額の半分の整理退職一時金として請求することができます。
- ④ 受給開始前又は受給開始後に本人が死亡した場合は、未支給期間分を遺族に一時金として支払います。
ただし、当該一時金と職務遺族年金を受けることができる場合は、遺族※が選択するいずれか一方を受給することとなります。

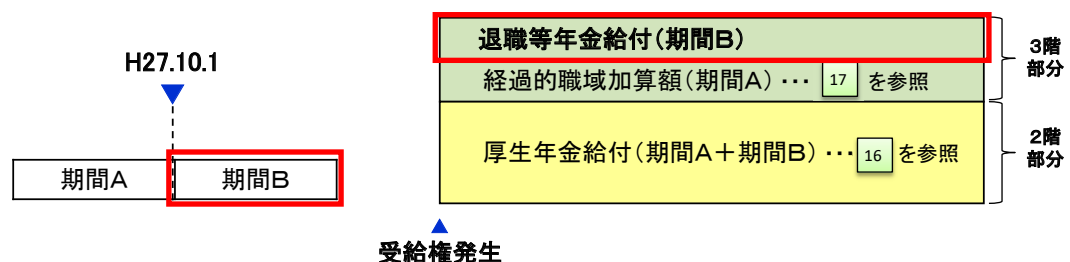
※遺族の範囲と順位については、遺族厚生年金と同様です。

(注) ①、②での受給方法については、**給付事由が発生した時点から6か月以内に退職年金の請求書を提出した場合に限り、選択することができます。**

3) 受給要件 (終身退職年金・有期退職年金) (事務の手引 P574)

次の①～③の要件をすべて満たしているときに支給されます。

- ① 1年以上の引き続く加入者期間を有すること※¹
- ② 65歳以上であること※²
- ③ 退職していること(70歳みなし退職を含みます。)



※¹ 「1年以上の引き続く加入者期間」とは、一元化後の加入者期間だけではなく、平成27年10月1日をまたいで引き続く一元化前の加入者期間も対象となります。

※² 本人の申し出により、**60歳から64歳までの間に支給を繰り上げることも、受給権発生日から最長10年(昭和27年4月1日以前に生まれた人は70歳まで)支給を繰り下げること**もできます。

(注) 受給権者が私学共済に再加入した場合は、終身退職年金は支給が「停止」され、有期退職年金は支給が「中断」となります。

4) 年金額の計算 (事務の手引 P574)

(1) 終身退職年金の年金額

$$\frac{\text{終身退職年金算定基礎額}}{\text{受給権者の年齢に応じた終身年金現価率}} = \text{終身退職年金額}$$

- ・ 終身退職年金は、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率によって算出します。受給開始後は、毎年10月1日に年齢に応じた現価率で改定します。
- ・ 終身年金現価率は、毎年10月1日に平均余命や基準利率等を勘案して変更します。

(2) 有期退職年金の年金額

$$\frac{\text{有期退職年金算定基礎額}}{\text{選択(20年or10年)に応じた有期年金現価率}} = \text{有期退職年金額}$$

- ・ 有期退職年金は、受給権者の選択(20年or10年)に応じた有期年金現価率によって算出します。受給開始後は、毎年10月1日に支給残月数に応じた現価率で改定します。
- ・ 有期年金現価率は、毎年10月1日に基準利率等を勘案して変更します。

5) 計算事例のイメージ (注) 現価率は令和7年10月1日時点の率です。 (注) 事例では利子分を含まないで計算しています。

- ・ H27.10から引き続き加入し、R7.8に65歳になった人がR7.12.31に退職(123月)
- ・ H27.10～R7.12の標準報酬月額: 62万円
- ・ H27.10～R7.12の標準賞与額: 150万円(各年の6月と12月の年2回支給・計21回)

【給付算定基礎額の計算】

$$\begin{array}{lcl} \text{標準報酬月額} & \text{付与率(掛金率)} & \text{付与額(ひと月)} \\ 620,000 \text{ 円} & \times 1.5/100 & = 9,300 \text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl} \text{付与額 H27.10～R7.12} & \text{各年賞与の付与額} & \text{給付算定基礎額} \\ 9,300 \text{ 円} \times 123 \text{ 月} + 1,500,000 \text{ 円} \times 1.5/100 \times 21 \text{ 回} & & = 1,616,400 \text{ 円} \\ (1,143,900 \text{ 円}) & (22,500 \text{ 円} \times 21 \text{ 回} = 472,500 \text{ 円}) & \end{array}$$

【年金額の計算】

$$\frac{\text{給付算定基礎額}}{2} = \text{終身・有期それぞれの算定基礎額}$$

$$\frac{1,616,400 \text{ 円}}{2} = 808,200 \text{ 円}$$

$$\frac{\text{終身算定基礎額}}{\text{現価率(65歳)}} = \text{終身退職年金額} \quad \text{【年額】}$$

$$\frac{808,200 \text{ 円}}{23.405346} = 34,500 \text{ 円} \quad (\text{※ 50円未満切り捨て、50円以上切り上げ})$$

$$\frac{\text{有期算定基礎額}}{\text{現価率(20年)}} = \text{有期退職年金額} \quad \text{【年額】}$$

$$\frac{808,200 \text{ 円}}{19.177998} = 42,100 \text{ 円} \quad (\text{※ 同上})$$

6) 退職年金(新3階年金)の請求手続き (事務の手引 P582)

1年以上の引き続く加入者期間がある人が、次の①～③のいずれかに該当した場合、私学事業団から「退職年金決定・改定請求書」を本人の自宅宛てに送付します。

- ① 平成27年10月31日以降に65歳以上で退職した人
- ② 退職した後、65歳に到達した人
- ③ 70歳みなし退職した人

(注) 外国に居住している人には、住所の確認ができないため送付できません。
65歳になったときに、ご自身から私学事業団へご連絡ください。

- ・ 請求書の中で「有期退職年金」の受給方法について、「20年」・「10年」・「選択一時金」のいずれかを選択していただきます。
⇒「10年」又は「選択一時金」は、給付事由が発生した時点から6か月以内に請求書を提出した場合に限り選択できます。
- ・ 「退職年金決定・改定請求書」に同封される「状況報告書」も必ず提出してください。
⇒「状況報告書」では、障害の年金の受給権があるかどうか等を回答していただきます。

受給権が発生してから5年を経過すると時効により
受給する権利が消滅しますので、ご注意ください。

有期退職年金を「選択一時金」で受給する場合

- 選択一時金は退職所得として所得税や住民税の対象になります。
- 請求手続きには次の書類が必要ですので、「請求書」「状況報告書」と一緒に提出してください。

- ・ 「退職所得の受給に関する申告書」

⇒請求書に同封して送付していますので、必要事項をご記入ください。

- ・ 学校法人等から支給を受けた「退職金(手当)にかかる源泉徴収票」の写し

⇒退職金(手当)は選択一時金と一体課税になるため、写しが必要です。
(退職金(手当)の支給がない場合は不要です。)

(注) 退職金(手当)の支給があった時点で退職年金の支給要件を満たしていない人については、将来、有期退職年金を選択一時金として支給する場合に備えて、**源泉徴収票を必ず保管していただく**ようご案内ください。

(注) 有期退職年金を選択一時金で受給した場合でも、終身退職年金の部分は生涯受給していくことになります。

7) 日本国籍を有しない人に対する脱退一時金(新3階年金) (事務の手引 P589)

○ 受給要件

次のすべての要件に該当した場合、請求に基づき支給します。

- ① 日本国籍を有しないこと
- ② 平成27年10月以降の加入者期間が引き続き**1年以上**あって退職していること
- ③ **厚生年金保険の脱退一時金を請求していること**
- ④ 退職等年金給付の請求を行っていないこと
- ⑤ 職務障害年金の受給権を有したことがないこと

(注) この脱退一時金の算定基礎となった加入者であった期間は、退職等年金給付に関する規定の適用については、加入者期間でなかったものとみなされます。

(注) 令和4年3月以前に厚生年金保険の脱退一時金を請求した人も、令和4年4月以降に退職等年金給付の脱退一時金を請求することができます。

(注) 厚生年金保険の脱退一時金については **75** 参照。

・脱退一時金請求書及びパンフレット(日本語、英語併記)については、私学共済ホームページからダウンロードできます。

MEMO

8 障害給付

1) 障害厚生年金（事務の手引 P487）

- 第4号厚生年金被保険者期間中に**初診日**※¹がある病気やケガが原因で**障害認定日**※²において**障害等級1～3級**※³に該当する障害の状態にあるとき、障害厚生年金を受けられます。
- **障害認定日**において障害の状態に該当しなかった場合でも、その後症状が悪化して障害等級1～3級に該当する障害状態となり、65歳に達する前日までに請求を行った場合も障害厚生年金を受けられます（このことを、「事後重症」といいます）。
- いずれの場合も、保険料納付要件を満たしていることが必要です。

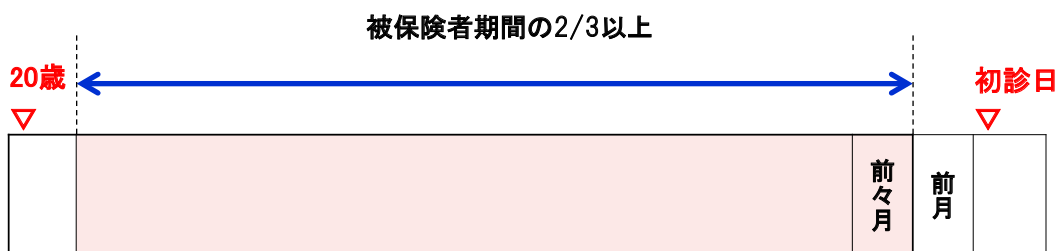
※¹ **初診日**とは、その病気やケガにより初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

※² **障害認定日**とは、初診日から1年6か月を経過した日又は症状が固定した日のいずれか早い日をいいます。

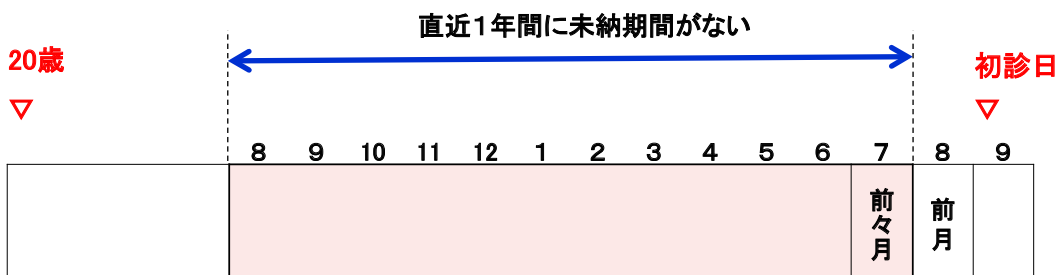
※³ 障害等級は、年金制度共通の認定基準により認定医が定めるものであり、身体障害者手帳等の等級と必ずしも一致するものではありません。

(1) 保険料納付要件（事務の手引 P468）

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間（私学共済の被保険者期間も含む）のうち、保険料の納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が2/3以上あること。

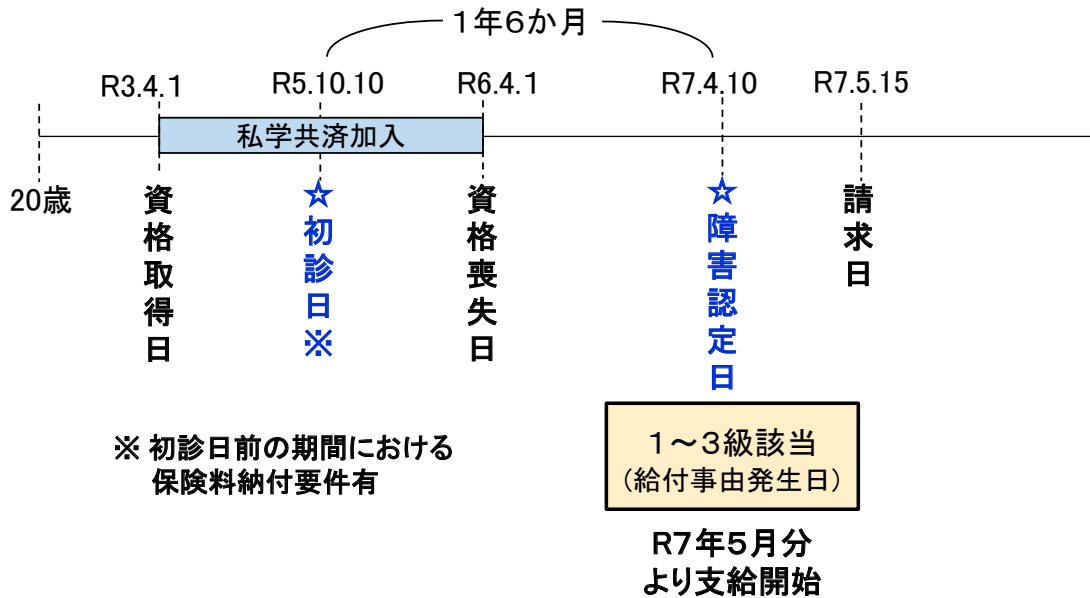


- ② 初診日が令和18年4月1日前の場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に「保険料の未納期間」がないこと。

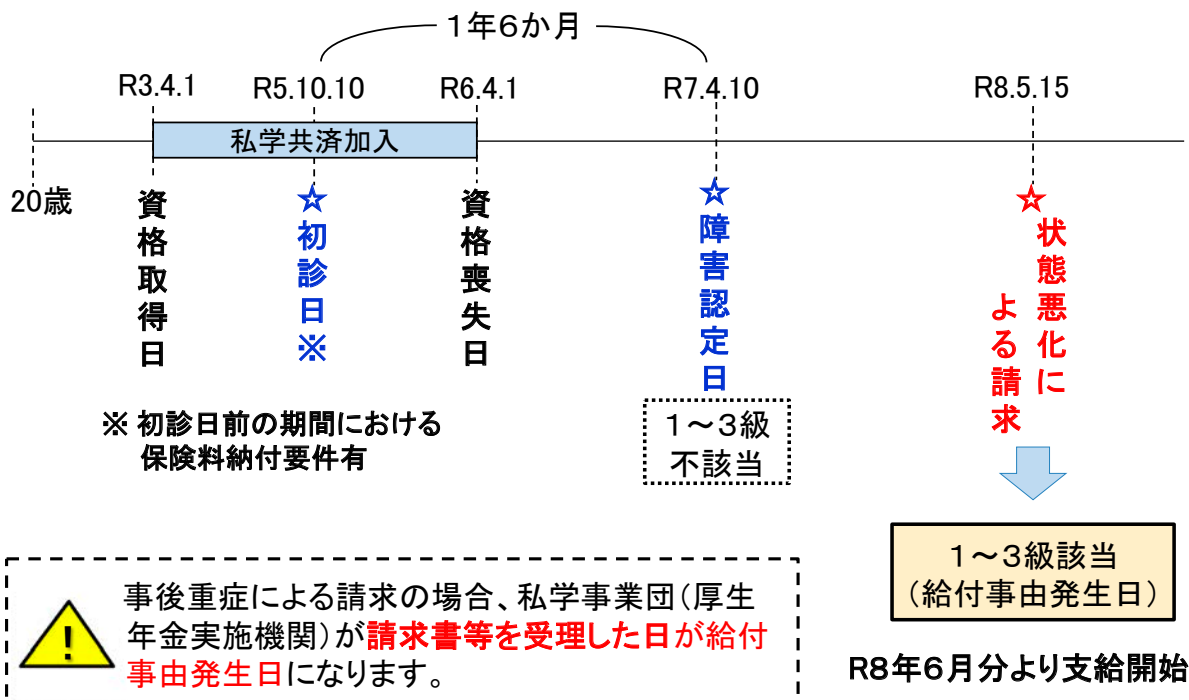


(2) 障害の年金の請求

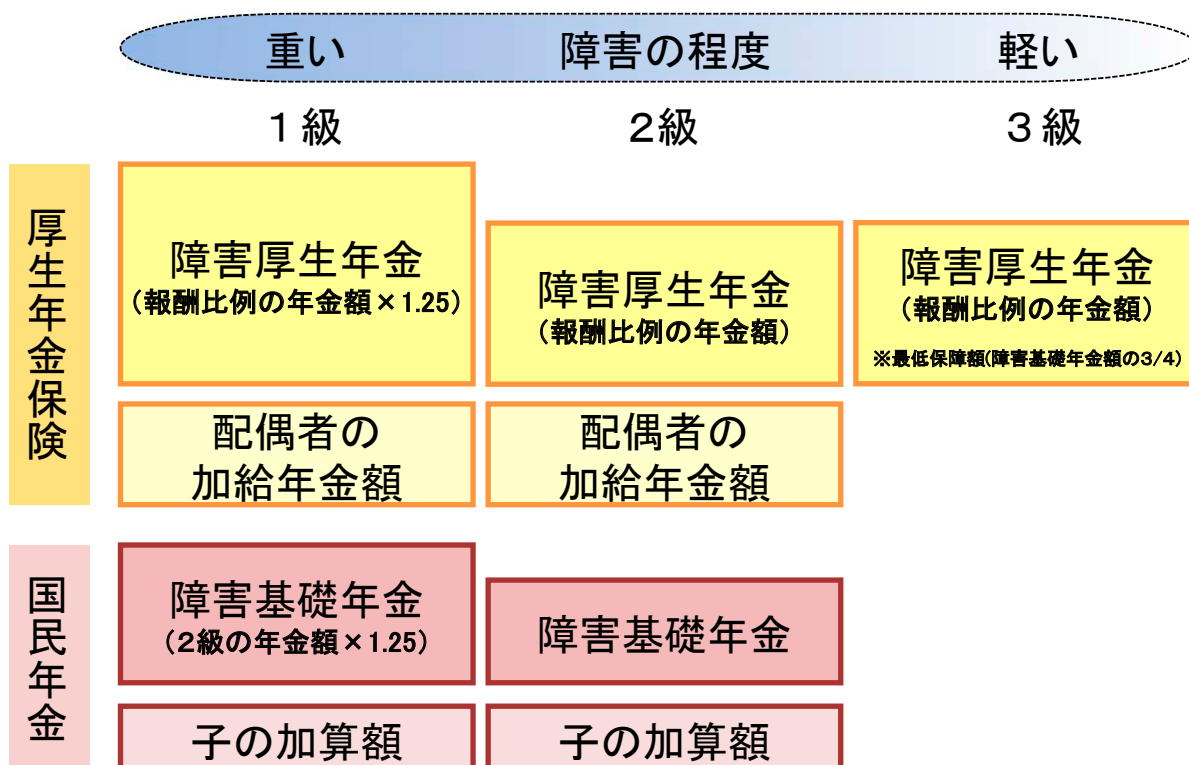
事例1) 障害認定日で障害等級1～3級に該当する場合



事例2) 障害認定日では障害等級1～3級に該当しなかったが、その後悪化した場合(事後重症による請求)



(3) 障害の年金のしくみ (事務の手引 P494)



(4) 加給年金額と子の加算額 (事務の手引 P476,496)

対象者: 1級及び2級

		金額※	加算される年金	年齢制限
配偶者の加給年金額		224,700円	障害厚生年金	65歳未満であること
子の加算額	2人目まで	1人につき 224,700円	障害基礎年金	18歳到達年度の末日まで - 国民年金法施行令に定める障害等級1級又は2級の障害状態にある場合は20歳未満
	3人目以降	1人につき 74,900円		

※ 法定の額です。令和8年度の額は、資料編24ページ参照。

なお、老齢厚生年金の加給年金額と異なり、障害年金を受ける権利が発生した後に要件を満たす配偶者や子がいる場合にも加算することができます。

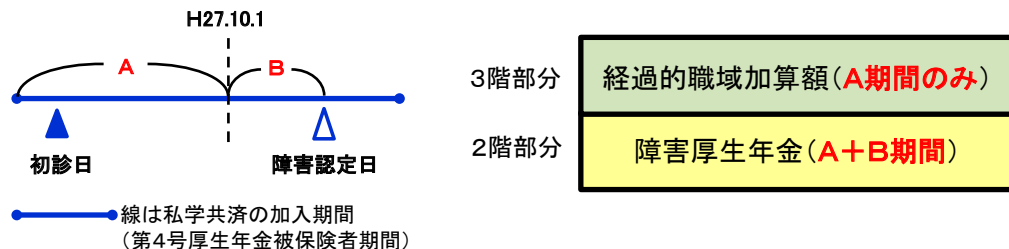
2) 経過的職域加算額(障害共済年金) (事務の手引 P492)

- 初診日が平成27年9月30日以前の私学共済の加入期間中にある場合で、平成27年10月1日以降の障害認定日に障害等級1～3級に該当したときに、経過的職域加算額(障害共済年金)が支給されます。
- 初診日が平成27年9月30日以前の私学共済の加入期間中にあり、障害認定日において障害等級には該当しなかったが、その後65歳に達する前日までの間に障害等級1～3級に該当したときに、事後重症として経過的職域加算額(障害共済年金)が支給されます。
- いずれの場合も、障害厚生年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

(注) 経過的職域加算額(障害共済年金)の算定基礎となる期間は、平成27年9月までの私学共済の加入期間です。

(注) 経過的職域加算額(障害共済年金)は、私学に在職中は支給が停止されます。

【事例】



3) 障害基礎年金 (事務の手引 P468)

- 障害認定日又は65歳までの間に、一定の障害状態になった人に支給される給付です。
- 障害厚生年金の障害等級1・2級に該当する場合は、障害厚生年金とは別に日本年金機構から支給されます。
- 障害厚生年金と同様、保険料納付要件を満たしていることが必要です。
- 障害基礎年金の額は、下記の額となります。
(法定の額です。令和8年度の額は、資料編24ページ参照)

1級	976,125円
2級	780,900円

4) 職務障害年金(新3階年金) (事務の手引 P591)

- 加入者又は加入者であった人が、加入者である間に初診日※がある職務による傷病が原因で、障害の状態となったときに職務障害年金が支給されます。
※ 平成27年10月1日以降に初診日のある傷病に限られます。
- 通勤の途中で発生した事故(通勤災害)により障害の状態となった場合は、職務障害年金の対象になりません。
- 障害の程度(障害等級1～3級)の認定基準は障害厚生年金と同様です。
- 保険料納付要件はありません。

5) 障害手当金 (事務の手引 P517)

- 第4号厚生年金被保険者期間中に初診日がある職務によらない傷病により、初診日から5年を経過するまでの間に障害の程度が治ゆ又は固定※して一定の障害状態にあるときに、障害手当金が支給されます。
※ 治ゆ又は固定とは、障害が残り、医学的に傷病が治ったとき又は症状が固定し、医療効果が期待し得ない状態(症状が変わらない状態)をいいます。
- 障害手当金に該当する障害の程度は、障害等級3級の程度より軽いものです(認定基準により定められています)。
- 障害厚生年金と同様、保険料納付要件を満たしていることが必要です。
- 障害手当金の受給権が生じたとき、下記に該当している場合は支給されません。
 - (1) 公的年金制度の年金を受けるとき
 - (2) 同一の傷病により、労働者災害補償保険法等による障害の給付を受けるとき

9 遺族給付

1) 遺族厚生年金 (事務の手引 P532)

- 遺族厚生年金は、(1)要件に該当する厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった人が死亡した場合に、その人によって生計を維持されていた※その人の

1:配偶者と子 2:父母 3:孫 4:祖父母 に支給されます。(給付を受ける順位は1~4の順番です。)

※「生計を維持されていた」とは、**年間収入850万円未満(所得の場合は655万5千円未満)**で、死亡した人の収入によって生活していた場合を指します。

《続柄に関する注意等》

- ・配偶者…事実上の婚姻関係にある人を含みます。
- ・子と孫…18歳到達年度の末日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していない人に限られます。
- ・夫と父母、祖父母…55歳以上の人に限られ、60歳に達するまで支給停止されます。

(1) 要件

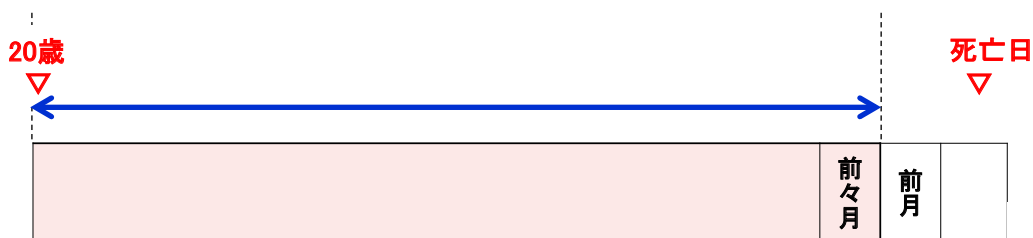
① 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき	短期要件
② 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、初診日から5年以内に死亡したとき	
③ 1級又は2級の障害厚生(共済)年金の受給権者が死亡したとき	長期要件
④ 受給資格期間が25年以上である老齢厚生(退職共済)年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上である人が死亡したとき	

④については、受給資格期間が10年に短縮される法律改正は適用されません。

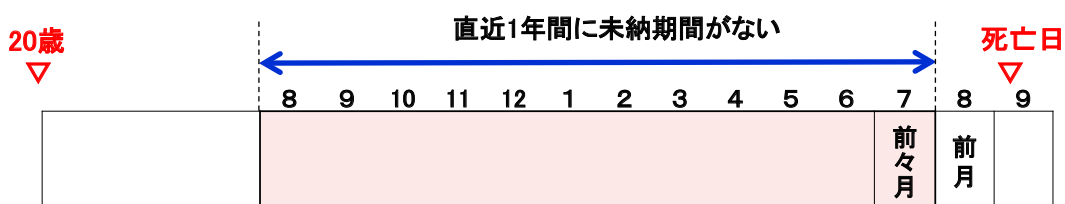
(2) 保険料納付要件 (事務の手引 P520)

前記(1)要件の①~②については、下記の保険料納付要件があります。

- 1 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が2/3以上あることが必要です。



- 2 死亡日が令和18年4月1日前にある場合は、死亡日の前日において、その死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がない場合も納付要件を満たしていることになります。



(3) 短期要件と長期要件（事務の手引 P533）

- 遺族厚生年金は、98 の要件①～③を短期要件、要件④を長期要件といいます。
- どちらに該当するかにより、年金額の計算や請求先、支払機関などの扱いが異なります。

①～③短期要件の遺族厚生年金

- ・ 死亡日の属する実施機関（最終）等が「取りまとめ実施機関」として請求を受付け、すべての厚生年金被保険者期間をもとに年金の決定、支払いを行います。
- ・ 厚生年金被保険者期間を合算して300月に満たないときは、300月あるものとして年金額の計算をします。

【事例】

民間会社(A) (第1号厚生) 5年	国家公務員(B) (第2号厚生) 3年	私学教職員(C) (第4号厚生) 10年
--------------------------	---------------------------	----------------------------

死亡



- ・ 私学在職中（私学共済の加入者）の死亡であるため、私学事業団が取りまとめ実施機関としてA+B+C期間をまとめて年金の決定、支払いを行います。
- ・ A+B+C<300月のため、被保険者期間が300月あるものとして年金の計算をします。

④長期要件の遺族厚生年金

- ・ 老齢厚生年金と同様に、それぞれの実施機関が遺族厚生年金を決定し、支払いを行います。
- ・ 請求手続きについては、いずれか1つの実施機関へ請求することで、すべての遺族厚生年金の請求が行われたことになります（ワンストップサービス）。

【事例】

民間会社(A) (第1号厚生) 5年	国家公務員(B) (第2号厚生) 5年	私学教職員(C) (第4号厚生) 10年	国民年金 5年
--------------------------	---------------------------	----------------------------	------------

死亡



- ・ 期間A（第1号厚生）分は、日本年金機構が決定、支払いを行います。
- ・ 期間B（第2号厚生）分は、国家公務員共済組合連合会が決定、支払いを行います。
- ・ 期間C（第4号厚生）分は、私学事業団が決定、支払いを行います。

(4) 年金額（事務の手引 P535）

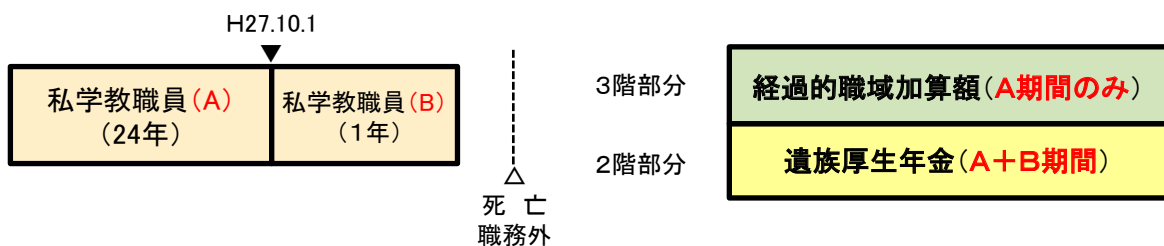
遺族厚生年金の額は、原則として老齢厚生年金の報酬比例額に3/4を乗じて算定した額と寡婦加算等の合計額となりますが、短期要件、長期要件の違いや、遺族の年齢などによって異なっています。

2) 経過的職域加算額(遺族共済年金) (事務の手引 P536)

- 平成27年9月までの加入者期間がある人が平成27年10月1日以降に死亡した場合、経過的職域加算額(遺族共済年金)が支給されます。
- 遺族厚生年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

【例】長期要件、職務外死亡

死亡日が平成27年10月1日以降であれば、2階部分は遺族厚生年金となり、長期要件のため、平成27年9月までの加入者期間が経過的職域加算額となる。



※ 令和7年10月1日以降に死亡した場合は、年金額が段階的に引き下げられます。

3) 遺族基礎年金 (事務の手引 P520)

- 国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき、(1)の対象となる人に遺族基礎年金が支給されます。
- 老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が死亡した場合にあっては、10年に短縮される法律改正は適用されず、原則25年以上の受給資格期間が必要です。
- 遺族厚生年金と同様、保険料納付要件を満たしていることが必要です。

(1) 遺族となる対象の範囲

死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。

1: **子のある配偶者** 2: **子**

子とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していない人に限ります。

※ 給付を受ける順位は1→2の順番となります。

※ 生計維持要件については遺族厚生年金と同様です。

(2) 年金額

遺族基礎年金の額は定額で、基本額が**780,900円**です。子が2人までは1人につき、**224,700円**を加算し、3人目以降は1人につき、**74,900円**加算されます。(法定の額です。令和8年度の額は、資料編24ページ参照。)

4) 職務遺族年金(新3階年金) (事務の手引 P602)

- 加入者又は加入者であった人が、次の(1)～(3)のいずれかに該当したとき、その遺族に支給されます。
 - (1) 加入者が、職務上の事由による病気やケガで死亡したとき
 - (2) 加入者であった人が、加入者期間中※に初診日がある職務上の事由による病気やケガで、初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
※平成27年10月1日以降に初診日がある傷病に限られます。
 - (3) 障害等級が1級又は2級に該当する職務障害年金の受給権者が、その職務障害年金の基となった病気やケガで死亡したとき
- 1年以上の引き続く加入者期間があり、保険料納付済期間等が25年以上ある人が、次の①又は②に該当したときも支給されます。
 - ① 加入者であった人が、退職後に加入者期間中に初診日がある職務上の事由による病気やケガで死亡したとき
 - ② 職務障害年金受給権者が、職務障害年金の基となった病気やケガで死亡したとき
- いずれも、通勤の途中で発生した事故(通勤災害)により死亡した場合は、職務遺族年金の対象になりません。
- 遺族の範囲と順位については、遺族厚生年金と同様です。
- 保険料納付要件はありません。

5) 遺族一時金(新3階年金) (事務の手引 P578)

- 1年以上の引き続く加入者期間※のある人が死亡した場合、遺族に対して有期退職年金の残りを遺族一時金として支給します。
※ 平成27年10月以降の加入者期間を含む場合に限りです。
- 遺族の範囲と順位については、遺族厚生年金と同じです。
- 次の場合は該当しません。
 - ・死亡した人が有期退職年金を選択一時金で受給済みの場合
 - ・死亡した人の有期退職年金の受給期間(10年又は20年)が満了している場合

10 年金の支払い

1) 年金の定期支給期 (事務の手引 P649)

年金は、支給日に受給権者が指定した金融機関に送金します。請求や報告・情報が遅れた場合などは、下記支給日によらず随時で支払われる場合があります。

(1) 年金の支給期と支給対象月

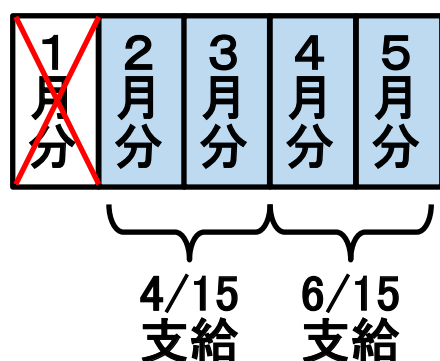
支給対象月	定期支給期月	支給日
12月分・1月分	2月	定期支給期月の15日 *15日が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日に繰り上げて支給します。
2月分・3月分	4月	
4月分・5月分	6月	
6月分・7月分	8月	
8月分・9月分	10月	
10月分・11月分	12月	

(2) 年金送金のお知らせ

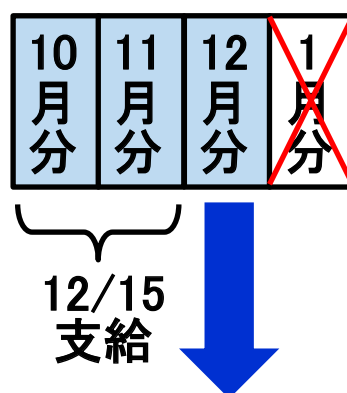
- ・定期支給期月の支給額等のお知らせ:「年金振込通知書(年金送金のお知らせ)」(ハガキ形式)
原則年1回、6月定期支給期月に送付します。
支給額等に変更が生じた場合や、所得税以外の控除額がある場合は、そのつど通知します。
- ・随時で支払う場合のお知らせ:「年金の支払額について」(封書形式)
年金額や支給年金額に変更があった場合は、「決定・改定・支給年金額変更通知書」に同封して送付します。

【年金支払いの事例】

(65歳)
受給権発生
1/26



(死亡)
失権
12/20



本人に支給できなかった給付(未支給年金)は、請求により「生計を同じくしていた3親等内の血族及び姻族」に支給

2) 年金の課税（事務の手引 P651）

老齢厚生年金などの公的年金は、課税の対象となり、支給額が一定額以上のときには、所得税の源泉徴収対象となります。

(1) 源泉徴収の対象となる年金

既裁定の退職共済年金、経過的職域加算額（退職共済年金）、老齢厚生年金、退職年金（〔有期退職年金・終身退職年金〕退職等年金給付）、旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金

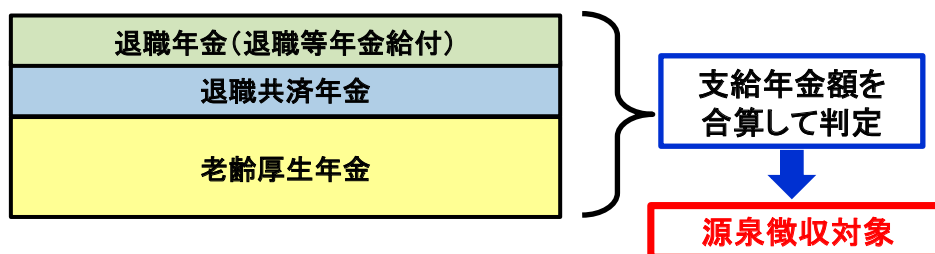
（注）障害・遺族の年金は対象となりません。

(2) 源泉徴収の対象となる支給年金額

年金受給権者の年齢（65歳以上か65歳未満か）等によって異なります。

源泉徴収の対象となる年金受給権者には「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（[109](#) 参照）を送付します。

（注）源泉徴収の対象となるかは、対象となる年金の支給年金額を合算して判定します（図参照）。



(3) 復興特別所得税

- ・「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）により所得税に加えて徴収
- ・源泉徴収すべき所得税の2.1%相当額

(4) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

- ・毎年9月頃に所得税の源泉徴収対象となる年金受給権者宛てに翌年分の申告書を送付
- ・人的控除（寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除など）を受けることを希望する場合は、扶養親族等申告書の提出が必要

(5) 源泉徴収票の送付

- ・毎年1月中旬に、前年中に支払いがあった [108](#) 2) (1) に該当する受給権者宛てに源泉徴収票を送付
- ・障害・遺族の年金には所得税はかからないため、源泉徴収票の送付対象外

(6) 相続税

- ・職務遺族年金、遺族一時金、経過的職域加算額（遺族共済年金）は相続税の対象（本事業団では、相続税の源泉徴収対象外）
- ・遺族厚生年金、平成27年9月以前に受給権発生した遺族共済年金は相続税の対象外

各会館（ガーデンパレス）の共済業務課をご利用ください

【主な相談サービス】

1) 照会・一般相談

加入者期間の照会、被扶養者の要件、年金に関する一般相談（年金受給資格の有無、年金請求に関する照会、年金決定通知・送付物等に関する照会、年金の支給状況）、「ねんきん定期便」「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」に関する照会、短期給付に関する一般相談（療養の給付、休業給付等）、積立貯金・積立共済年金・共済定期保険の概要 など

2) 年金見込額の試算（本人又は本人から委任を受けた人に限ります）

私学加入期間にかかる老齢年金の見込額の計算（50歳以上の人に限ります）

（注）在職中の年金支給額及び支給繰下げ請求の年金は試算できません。

3) 各種証明書の交付

資格証明書（加入者・被扶養者）、年金加入期間確認通知書

4) 各種説明会の開催

加入者向け説明会・年金説明会・事務担当者向け説明会・学校訪問型説明会

5) 保健事業

健康保持・増進を具体的に実践するための講座・教室の開催や社会見学会、スポーツ大会等の様々なイベントやあっせん事業などの実施

（注）詳細は、各共済業務課が発行するブロック広報誌で案内しています。

6) 様式用紙等の送付

様式用紙等は一部を除き私学共済ホームページ【様式用紙等ダウンロード】よりダウンロードできます。ダウンロードできない用紙はFAX又は電話にて請求してください。

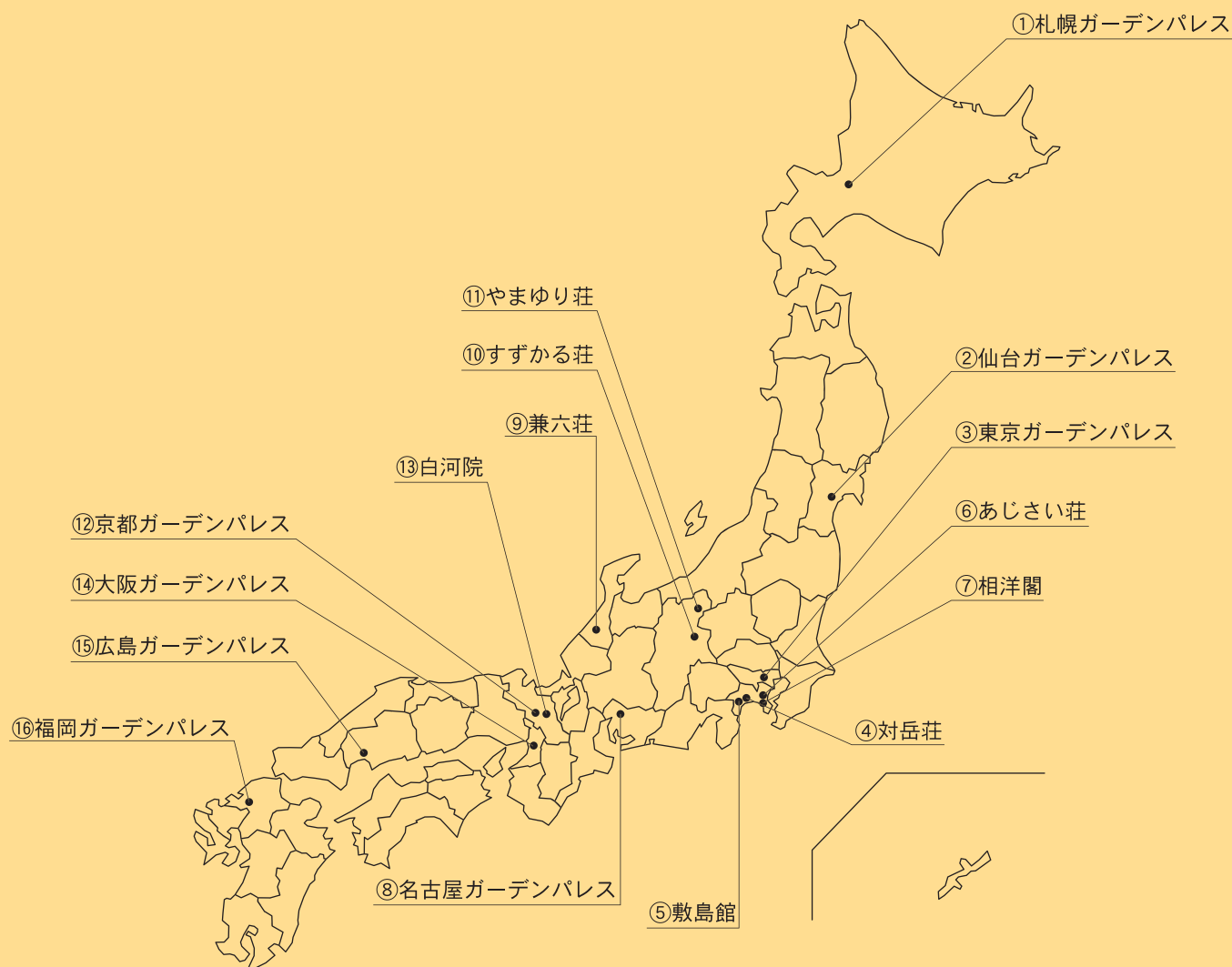
FAXでの請求は、【様式用紙等ダウンロード】に掲載されているFAX請求用フォーム又は任意の用紙に
①学校名 ②学校記号番号 ③送付先住所 ④連絡先電話番号 ⑤担当者名 ⑥用紙名 ⑦必要枚数を明記し送信してください。

なお、広報相談センター相談班でも用紙請求を受け付けています。☎ 03(3813)5321 FAX 03(3813)1081

ブロック	都道府県	連絡先		ブロック広報誌
北海道	北海道	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1 札幌ガーデンパレス共済業務課	☎ 011(222)6234 FAX 011(222)6311	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 仙台ガーデンパレス共済業務課	☎ 022(299)6231 FAX 022(299)6296	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	〒113-0034 文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス共済業務課 (注)相談サービスは行っていません。	☎ 03(3812)2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 名古屋ガーデンパレス共済業務課	☎ 052(957)1388 FAX 052(957)1387	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 大阪ガーデンパレス共済業務課	☎ 06(6393)9701 FAX 06(6393)9728	Present
中国 四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンパレス共済業務課	☎ 082(262)1134 FAX 082(262)1139	SunSun News
九州 沖縄	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス共済業務課	☎ 092(752)0651 FAX 092(713)3581	そよ風

相談窓口・電話照会の利用時間：月～金曜日 9:00～17:15（祝日及び年末年始を除く）

私学事業団の直営16施設



会館

① 札幌ガーデンパレス	☎011(261)5311	(代表)
② 仙台ガーデンパレス	☎022(299)6211	(代表)
③ 東京ガーデンパレス	☎03(3813)6211	(代表)
⑧ 名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1022	(代表)

⑫ 京都ガーデンパレス	☎075(411)0111	(代表)
⑭ 大阪ガーデンパレス	☎06(6396)6211	(代表)
⑮ 広島ガーデンパレス	☎082(262)1122	(代表)
⑯ 福岡ガーデンパレス	☎092(713)1112	(代表)

宿泊所・保養所

④ 箱根	たいがくそう 対岳荘	☎0460(82)2094
⑤ 湯河原	しきしまかん 敷島館	☎0465(63)3755
⑥ 鎌倉	あじさい荘	☎0467(22)3506
⑦ 葉山	そうようかく 相洋閣	☎046(875)7300

⑨ 金沢	けんろくそう 兼六荘	☎076(232)1239
⑩ 軽井沢	すずかる荘	☎0267(45)7311
⑪ 志賀高原	やまゆり荘	☎0269(34)2102
⑬ 京都	しらかわいん 白河院	☎075(761)0201

皆様のご利用をお待ちしております。